

医学部保健学科学生の手引

令和7年度
(2025年度)

長崎大学医学部保健学科

令和7年度(2025年度)医学部保健学科学年曆

セメスター 前期:4月7日～8月6日

クォーター ①:4月7日～6月10日(6月9日除く)

②:6月9日～8月6日(6月10日除く)

令和7年	日	月	火	水	木	金	土	備 考 (日付は予定です)
4月	30	31	1	△2	3	4	5	新入生(安全・生活指導) 4/1 編入学生オリエンテーション 4/3
	6	7	8	9	10	11	12	△ 入学式 4/2 教養教育オリエンテーション 4/2
	13	14	15	16	17	18	19	(1年次)学部・学科オリエンテーション 4/3 学生定期健康診断 4/15～6/11
	20	21	22	23	24	25	26	授業開始 4/7
	27	28	29	30	1	2	3	(4年次)看護学専攻:在宅看護学実習 4/14～6/27
5月	4	5	6	7	8	9	10	(4年次)看護学専攻:精神保健・メンタルヘルス実習 4/14～6/27
	11	12	13	14	15	16	17	(4年次)看護学専攻:地域看護学実習 4/14～6/27
	18	19	20	21	22	23	24	(4年次)作業療法学専攻:総合臨床実習Ⅱ 4/28～6/21 実習後セミナーも含む
	25	26	27	28	29	30	31	(4年次)理学療法学専攻:総合臨床実習Ⅱ 5/7～6/21
6月	1	2	3	4	5	6	7	開学記念日 5/31
	8	9	10	11	12	13	14	○第1クォーター試験日 6/2～10、セメスターは授業日
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
7月	29	30	1	2	3	4	5	(1年次)看護学専攻:看護コミュニケーション実習 7/1～8/5
	6	7	8	9	10	11	12	(4年次)作業療法学専攻:総合臨床実習Ⅲ 6/30～8/23 実習後セミナーも含む
	13	14	15	16	17	18	19	(4年次)看護学専攻:専門性強化実習 7/7～7/25
	20	21	22	23	24	25	26	(4年次)理学療法学専攻:総合臨床実習Ⅲ 7/7～8/23
	27	28	29	30	31	1	2	
8月	3	4	5	6	7	8	9	オープンキャンパス 7/19
	10	11	12	13	14	15	16	○前期・第2クォーター試験日 7/31-8/6(予備日8/7-8) 事務室休業 8/13-15(予定)
	17	18	19	20	21	22	23	(2年次)看護学専攻:小児看護学実習Ⅰ 8/18～9/5
	24	25	26	27	28	29	30	移動オープンキャンパス 8/23
9月	31	1	2	3	4	5	6	(4年次)統合ケア実習 9/1～9/5
	7	8	9	10	11	12	13	(3年次)看護学専攻:臨地実習 9/8～12/19
	14	15	16	17	18	19	20	(2年次)作業療法学専攻:地域作業療法学実習 9/8～9/19
	21	22	23	24	25	26	27	(1年次)理学療法学専攻:基礎理学療法学実習Ⅰ 9/8～9/12
	28	29	30					(1年次)作業療法学専攻:基礎作業療法学実習 9/8～9/12

 :授業日  :授業予備日  :月曜の授業

  :授業15回(7回)実施後、定期試験

 :土曜日・日曜日・祝祭日を示す

令和7年度(2025年度)医学部保健学科学年曆

Semester 後期: 9月29日～2月9日

Quarter ③: 9月29日～12月1日(11月27日・28日除く)

Quarter ④: 11月27日～2月9日(12月1日除く)

令和7年	日	月	火	水	木	金	土	備考(日付は予定です)	
9月	28	29	30	1	2	3	4	授業開始 9/29 (2年次「医療と社会I」のみ 9/17開始)	
10月	5	6	7	8	9	10	11	社会人選抜 10/25 3年次編入学試験 10/25 学園祭 11/1～2(10/31は前夜祭)	
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30	31	1		
11月	2	3	4	5	6	7	8	11/4 月曜日の授業日	
	9	10	11	12	13	14	15	○第3クォーター試験日: 11/20-12/1、Semesterは授業日	
	16	17	18	19	20	21	22		
	23	24	25	26	27	28	29		
30	1	2	3	4	5	6			
12月	7	8	9	10	11	12	13	(2年次)看護学専攻: 臨床看護学実習Ⅱ 12/2～3/12	
	14	15	16	17	18	19	20	(3年次)理学療法学専攻: 総合臨床実習Ⅰ 12/1～12/5、1/5～1/30、2/9～2/16 実習前後の評価も含む	
	21	22	23	24	25	26	27	冬季休業 12/24～1/4(予定)	
	28	29	30	31	1	2	3		
令和8年	4	5	6	7	8	9	10		(3年次)作業療法学専攻: 総合臨床実習Ⅰ 1/13～2/21 実習後セミナーも含む
1月	11	12	13	14	15	16	17		大学入学共通テスト 1/17～18
	18	19	20	21	22	23	24	専門科目休講 1/20(共通テスト監督者等振替)	
	25	26	27	28	29	30	31	学校推薦型選抜 1/30(休講)、1/29(準備のため休講)	
2月	1	2	3	4	5	6	7	○後期・第4クォーター試験日: 2/3-2/9(予備日2/10-13)	
	8	9	10	11	12	13	14	(2年次)理学療法学専攻: 基礎理学療法学実習Ⅱ 2/16～2/20	
	15	16	17	18	19	20	21	一般選抜(前期日程) 2/25	
	22	23	24	25	26	27	28		
3月	1	2	3	4	5	6	7		卒業式 3/25
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						

: 授業日
 : 授業予備日
 : 月曜の授業

: 授業15回(7回)実施後、定期試験

: 休講日
 : 土曜日・日曜日・祝祭日を示す

目 次

1. 医学部長挨拶	1
2. 保健学科長挨拶	2
3. 沿革	3
4. 保健学科の概要	4
1) 教育理念・目標（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー）	4
2) 各専攻の特色（1）看護学専攻（2）理学療法学専攻（3）作業療法学専攻	5
3) 入学定員	6
4) 学位	6
5) 資格の取得	6
6) 卒業後の進路	7
7) 保健学科カリキュラム概念図	7
5. 教育課程一覧表	8
1) 看護学専攻の専門教育科目	9
2) 理学療法学専攻の専門教育科目	11
3) 作業療法学専攻の専門教育科目	13
6. 履修案内	15
1) 学期	15
2) 授業時間	15
3) 授業実施場所	15
4) 授業時間割・シラバス	15
5) 出席日数及び欠席届	15
6) 試験	15
7) 受験上の注意	16
8) 追試験・再試験	16
9) 再履修	16
10) 成績の発表	16
7. 長崎大学ナンバリング・システム	17
1) 長崎大学ナンバリング・システムの統一フォーマット	17
2) 長崎大学ナンバリング・システムの特徴	18
3) ナンバリング・システムの活用方法	19
8. 履修手続の方法	21
1) 履修登録	21
2) 履修登録期間	21
9. 既修得単位の認定	22

1 0.	学生生活関連事項	2 3
1)	諸手続について	2 3
2)	学生への諸連絡等	2 4
3)	授業料免除制度	2 5
4)	奨学金制度	2 5
5)	諸証明書の発行	2 5
6)	団体及び集会	2 5
7)	時間外学習・研究について	2 6
8)	施設の使用	2 6
9)	ロッカー室の使用について	2 6
1 0)	インターネット利用上の注意	2 7
1 1)	海外渡航	2 8
1 2)	自動車等による入構	2 8
1 3)	事故等の報告	2 8
1 4)	喫煙	2 8
1 5)	アルコール	2 8
1 6)	薬物乱用防止	2 8
1 7)	ハラスメント	2 8
1 1.	健康管理	2 9
1 2.	感染防止対策	3 0
1 3.	学生のための傷害保険等	3 1
1 4.	諸規則	3 2
1)	長崎大学医学部規程	3 3
2)	医学部保健学科教務内規	4 6
3)	医学部保健学科における長期履修に関する申合せ	5 1
4)	医学部保健学科における成績の疑義申立てに関する申合せ	5 2
5)	医学部保健学科編入学に関する内規	5 3
1 5.	教職員名簿	5 8
1 6.	校舎配置図・平面図等（避難経路図）	5 9
1 7.	保健学科における地震等災害緊急対応マニュアル	6 9

1. 医学部長挨拶

医学部長 池松 和哉

医学部保健学科の新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

長崎大学医学部は日本で一番歴史ある医学教育機関です。1857年にオランダ国軍医ポンペ・ファン・メールデルフォールトが長崎奉行所西役所にて、松本良順やその弟子達に近代西洋医学の医学伝習を開始したのを以って開学としています。その後1861年には西洋式の病院である小島養生所が開設され、日本で初めてベッドサイドでの医学教育が始まっています。

保健学科は明治36年に長崎県立長崎病院附属看護婦養成所として発足し、長崎医科大学附属医院助産婦看護婦養成所と改組されましたが、やはり100年以上の歴史ある日本でも有数の学科です。

不幸にして1945年には原爆により助産婦看護婦養成所を含む長崎医科大学は壊滅的な打撃を受けましたが、多くの先人の献身的努力により、復興を遂げました。まずはこのような長崎大学医学部保健学科の歴史、先人の努力を学び、そこで学ぶことの意義を胸に刻み、誇りをもちながら学生生活を送って欲しいと思います。

現在、医療は超高齢社会や少子高齢化への対応、AI、医療ロボット、再生医療、遠隔診療の導入など大きく変わろうとしています。皆さんが医療人となる頃には今では想像もできないような変化が起こっているかもしれません。しかし、ポンペ先生の言葉「医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のもではなく、病める人のものである。もしそれを好まぬなら、他の職業を選ぶがよい」は医療人としての心構えを良く言い表しています。現在、医療人といえども自分の生活も大事にしながら、患者の診療にあたる医療システムに変化しつつありますが、この言葉の意味する精神は、学生時代だけでなく医療人となった後も受け継いで欲しいと思います。

本学には教育に熱意あふれる指導陣が揃っており、このように変化しつつある未来の医学、医療を担う人材を育成することがミッションだと思っています。意欲あふれる皆さんと共に学び、お互いに高め合いながら医療人として成長していくことを楽しみにしています。

2. 保健学科長挨拶

保健学科長 沖田 実

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。厳しい受験を乗り越え、晴れて保健学科の門をくぐられた皆さんを職員一同大変歓迎しており、皆さんと出会えたことを非常に嬉しく思っています。

ご承知の通り保健学科は看護学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻の3専攻から構成されており、看護師、理学療法士、作業療法士といった医療専門職を育成しています。そして、超高齢社会を迎えたわが国において、これら医療専門職への期待とニーズは益々高まっており、そのためにもこれからはしっかりと勉学に励み、4年後には国家試験に合格し、それぞれの医療専門職として活躍することを願っています。

さて、今日の医療はそれぞれの医療専門職が連携・協働し、チームを形成して病気や怪我などに苦しむ患者さんやその家族の方々を支えるチーム医療が基本となっています。特に、保健学科は全国の他大学の中でもいち早くチーム医療教育に力を入れてきた歴史があり、現在のカリキュラムでもこの点が基盤となっています。そのため、保健学科内3専攻の学生が共に学んでいく共修科目も多く、加えて、医学部医学科や歯学部、薬学部などの学生とともにチームを作り、共に学んでいくセミナーなども早速4月から開始となります。また、将来皆さんが医療専門職に就いた後、相互理解が最も必要となるのは医師ですので、医学科の学生とはチーム医療について考え、実習などを通して実際に体験する共修科目も設けられています。ですので、全国各地から集まってきた多種多様な経験をしてきた同期生や将来の職種は違っても同じ医療専門職を目指している仲間とこれから精一杯交流を深めてください。

次に、今日の医療はエビデンスといわれる科学的根拠に基づいて病気や怪我などに対峙するようになってきており、ガイドラインと呼ばれる治療指針が数多く発表されています。しかし、“どのような検査や治療が患者さんにとって最善か”、“患者さんのために自分には何ができるのか”、といった治療指針を決定していくのは自分自身です。そのためには、それぞれの医療専門職に必要な専門的な知識を学ぶとともに、臨床実習を通して多くの経験を積みまします。また、その過程で生じた様々な疑問に関しては、研究という方法を用いて解決していく必要があります。その手法についても学びます。つまり、保健学科の4年間の学びを通じてそれぞれの医療専門職に必要な「科学（サイエンス）」と「技術（アート）」の修得に努めます。

加えて、もう一つ大切なことは、私たちが対峙するのは病気や怪我そのものではなく、これらを抱えた「人」だということです。特に、専門的な知識や技術の修得が進むほど、ついつい症状がある場所のみ（例えば、痛いと訴える場所のみ）に注目してしまいがちですが、その原因は症状がある場所のみとは限らず、精神心理面などいろいろな要素が関わっていることもあります。ですので、精神心理面も含めて一人の個（whole body）として患者さんを診ていく視点が重要で、これが今日求められている全人的医療の発展につながります。ですので、患者さんと常にコミュニケーションをとることは極めて重要で、そのためにもコミュニケーション能力を高める必要がありますので、勉学に加え、サークル活動やアルバイトなどにチャレンジしてもらいたいと思います。

しかし、これらすべてを修得したとしても所詮4年間の学びにしかすぎず、最適な治療指針を患者さんに提供できるかはやはり疑問です。したがって、卒業後も学び続けることが必要といえ、リカレント教育が重要になります。そして、リカレント教育に関しても保健学科は全国の中でも群を抜いていますので、この点も安心して勉学に励んでください。このように、皆さんが将来こうなりたい、こんなことがしたい、という夢が実現されるよう、私たち職員は最大限サポートしていきたいと思っています。

3. 沿 革

長崎大学医学部保健学科は、平成13年10月に設置され、平成14年4月より学生を受け入れました。本学科の前身である医療技術短期大学部は、長崎大学医学部附属看護学校を母体として、昭和59年4月に長崎大学に併設され、開設時に看護学科が、同年10月に理学療法学科と作業療法学科が、さらに昭和62年4月に専攻科助産学特別専攻が設置されました。看護学科は昭和59年5月、理学療法学科と作業療法学科は、昭和60年4月、専攻科助産学特別専攻は昭和62年4月より学生受け入れを開始しましたが、保健学科の設置に伴い、看護学科、理学療法学科、作業療法学科は平成13年度で、専攻科助産学特別専攻は平成16年度で学生受け入れを中止しました。

なお、長崎における看護教育は、明治36年10月に発足した長崎県立長崎病院附属看護婦養成所に始まり、長崎大学医学部保健学科まで100年に亘る歴史があります。

明治36年10月	長崎県立長崎病院附属看護婦養成所として発足
大正11年 4月	官立長崎医学専門学校附属医院助産婦及び看護婦養成所と改称
大正12年 4月	長崎医科大学附属医院助産婦及び看護婦養成所と改称
昭和20年 6月	長崎医科大学附属医院厚生女学部と改称（産婆科併設－26.3廃止）
昭和20年12月	原子爆弾の被災により現国立病院長崎医療センターに移転
昭和24年 5月	長崎大学医学部附属厚生女学部と改称
昭和26年 4月	長崎大学医学部附属長崎大学看護学校と改称
昭和30年 6月	長崎大学医学部附属助産婦学校を新設
昭和31年 4月	長崎大学医学部附属看護学校と改称
昭和59年 4月	長崎大学に長崎大学医療技術短期大学部を併設 看護学科（入学定員50人）を設置
昭和59年 5月	看護学科学生受け入れ開始
昭和59年10月	理学療法学科（入学定員20人）作業療法学科（入学定員20人）を設置
昭和60年 4月	理学療法学科及び作業療法学科学生受け入れ開始
昭和60年 9月	新校舎竣工
昭和61年 4月	長崎大学医学部附属看護学校を廃止
昭和62年 4月	長崎大学医学部附属助産婦学校を廃止
昭和62年 4月	専攻科助産学特別専攻（入学定員20人）を設置
平成 3年 4月	看護学科の入学定員を80人に増員
平成 8年 4月	専攻科助産学特別専攻が学位規則第6条第1項に規定する専攻科として学位 授与機構から認定
平成13年10月	長崎大学医学部保健学科看護学専攻，理学療法学専攻，作業療法学専攻 （修業年限4年）を設置
平成14年 4月	長崎大学保健学科学生受け入れ開始
平成17年 3月	長崎大学医療技術短期大学部及び専攻科助産学特別専攻を廃止
平成18年 4月	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻（修士課程）を設置
平成24年 4月	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻（修士課程）助産師養成コー スを設置

令和 3年 4月 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻（修士課程）保健師養成コースを設置

令和 5年 4月 理学療法学専攻の入学定員を28人に増員

4. 保健学科の概要

1) 教育理念・目標

医学部保健学科は、生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養を備え、高度な専門的知識・技能を修得し、広く社会に貢献できる資質の高い医療専門職の育成を教育理念とし、卒業生に以下の諸能力・資質を身につけることを教育目標としています。

1. 豊かな教養と高い倫理観を身につけた心豊かな人間性
2. 高度の専門的知識と技能を身につけ、自主性と創造性に富む柔軟な思考力
3. チームの一員として、地域医療に貢献できる能力
4. 生涯を通して、科学的探求の態度を継続できる能力
5. 専門性の確立を目指し、他領域の人々と連携できる学際的能力
6. 医療専門職者として幅広い社会活動や国際医療活動ができる能力

ディプロマ・ポリシー

所定のカリキュラムによる教育プログラムに定められた単位を修得し、

1. 各専攻において、看護学・理学療法学・作業療法学における解剖学・生理学・病理学などの基礎的知識を修得している。
 2. 各専攻において、看護・理学療法・作業療法を実践するための基本的技術を修得している。
 3. 地域で自立した生活を営めるように、対象者を身体的・心理的・社会的な視点から評価し、適切な支援を行うための理論や技術を身につけている。
 4. 医療・保健・福祉の連携・協働に必要な協調性やリーダーシップを身につけている。
 5. 保健医療と社会の関係について主体的に考えることができる。
 6. 高い倫理観と他者に共感できる心を身につけている。
 7. グローバルな視点を持ち、地域社会および国際社会に貢献できる能力を身につけている。
- と認められた者に対し、看護学専攻にあつては学士(看護学)、理学療法学専攻および作業療法学専攻にあつては学士(保健学)の学位を授与します。

カリキュラム・ポリシー

長崎大学のカリキュラム・ポリシーに沿って、保健学科学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1. 入門科目で、看護学・理学療法学・作業療法学の各専攻における解剖学・生理学・病理学などの基礎的知識を学びます。
2. 専門基礎科目で、各専攻における看護・理学療法・作業療法を実践するための基本的技術を学びます。
3. 専門科目で、各専門領域の知識、技術をさらに専門的に学び、実践的な学修を行うとと

もに、高い倫理観と他者に共感できる心を養います。

4. 発展的専門科目で、それぞれの専門性をさらに深めるべく総合的な実習を行うとともに、科学的な研究法を学びます。
5. 他専攻や医学科との共修科目により、医療・保健・福祉の連携・協働のあり方を学ぶとともに、必要な協調性やリーダーシップを養います。
6. 医療と社会について学ぶ科目により、保健医療と社会の関係について主体的に考える力を養います。
7. 国際社会と保健医療に関する科目により、グローバルな視点、地域社会および国際社会に貢献できる能力を養います。

2) 各専攻の特色

(1)看護学専攻

本学における看護学教育は、社会的環境と高度・専門化する医療の変化に対応できる資質と専門的知識・技能を身につけ、他の医療専門職や地域ケアスタッフと協調して、あらゆる健康レベルの人々に対して主体的で創造的な看護ができる人材の育成を目標としています。また、長崎県は島嶼部や半島を数多く有しているため、その地域特性に対応した保健・医療情報システム網を活用し、そこに参画できる看護職を育成することも必要であり、豊かな人間性と専門的知識・技能を身につけ、科学的・理論的思考に基づいた対象者の援助ができる看護職の育成を目指しています。

そのため看護の中心的概念を「人間」「健康」「環境」「看護」の4要素とし、授業科目の統一性を図っています。具体的には、「講義」→「学内演習」→「臨地実習」→「看護の科学的探究」→「卒業研究」と発展的に学んでいく「系統的学習形態」をとっています。卒業研究は学生が関心のある分野において、それまで学んできたものを再度系統的に探求していく科学的・論理的学習の場としています。そのためチュートリアル教育による双方向的学習とし、教員との関わりを密にし、学生の個々の能力と個性、専門分野の探求心をのばし、「専門性の確立」を目指しています。

(2)理学療法学専攻

理学療法（Physical Therapy）は、障がい者の身体的な機能回復・維持を通して、彼らの社会的自立とQOL向上を図るものであり、高度の専門性と他職種とのチームアプローチが求められ、その役割は医療機関だけでなく地域まで拡大しています。また、医学・医療の進歩による重症患者の救命は、一方では重度障がい者の増加をもたらし、理学療法士の役割と責任は益々大きくなっています。

従って、人間の尊厳を第一とし、専門的な知識と技術、科学的判断に基づき、医療機関だけでなく地域においても、個々の障がい者のニーズに対応できる理学療法が実践でき、理学療法の学問体系の発展と国際化に寄与できる人材の育成を目指しています。

(3)作業療法学専攻

作業療法（Occupational Therapy）は、心身の障がいのため、生活が不自由になった人々

(子どもから老人まで)が、快適で豊かな生活を送れるよう治療・指導・助言するものです。この「作業(occupation)」という言葉は「occupy」からきており、それは「(心を)専念させる、専心する」という意味をもっています。つまり、治療を行う場合、障がいを持つ人の意欲を引き出しながら、遊びや創作活動、日常生活で行われるさまざまな活動を用いる点が大きな特徴です。

従って、作業療法とは、身体又は精神に障がいがある者に対し、その主体的な生活能力の獲得を目的に、身体・精神の諸機能の回復、維持及び開発を促すために作業活動(日常活動の諸動作、仕事・遊びなど人間の生活全般に関わる諸活動)を用いて治療・指導・助言を行うことと言えます。現在、作業療法士の活躍する場は、病院から地域、医療から保健・福祉の場へと大きく拡がりつつあります。そのため独自の専門性を保ちつつ、他の医療・保健・福祉の専門職と協調し、多様なニーズをもつ様々な患者・障がい者の社会生活の再建・継続の支援に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成を目指しています。

3) 入学定員

専攻名	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学専攻	70	10	300
理学療法学専攻	28	若干人	112
作業療法学専攻	18	若干人	72
合計	116	10	484

4) 学位

本学科の卒業要件単位を修得した者には、次の学士の学位が授与されます。

看護学専攻	学士(看護学)
理学療法学専攻	学士(保健学)
作業療法学専攻	学士(保健学)

5) 資格の取得

本学科では、所定の教育課程を修得し、卒業すると次の免許の国家試験受験資格が得られます。

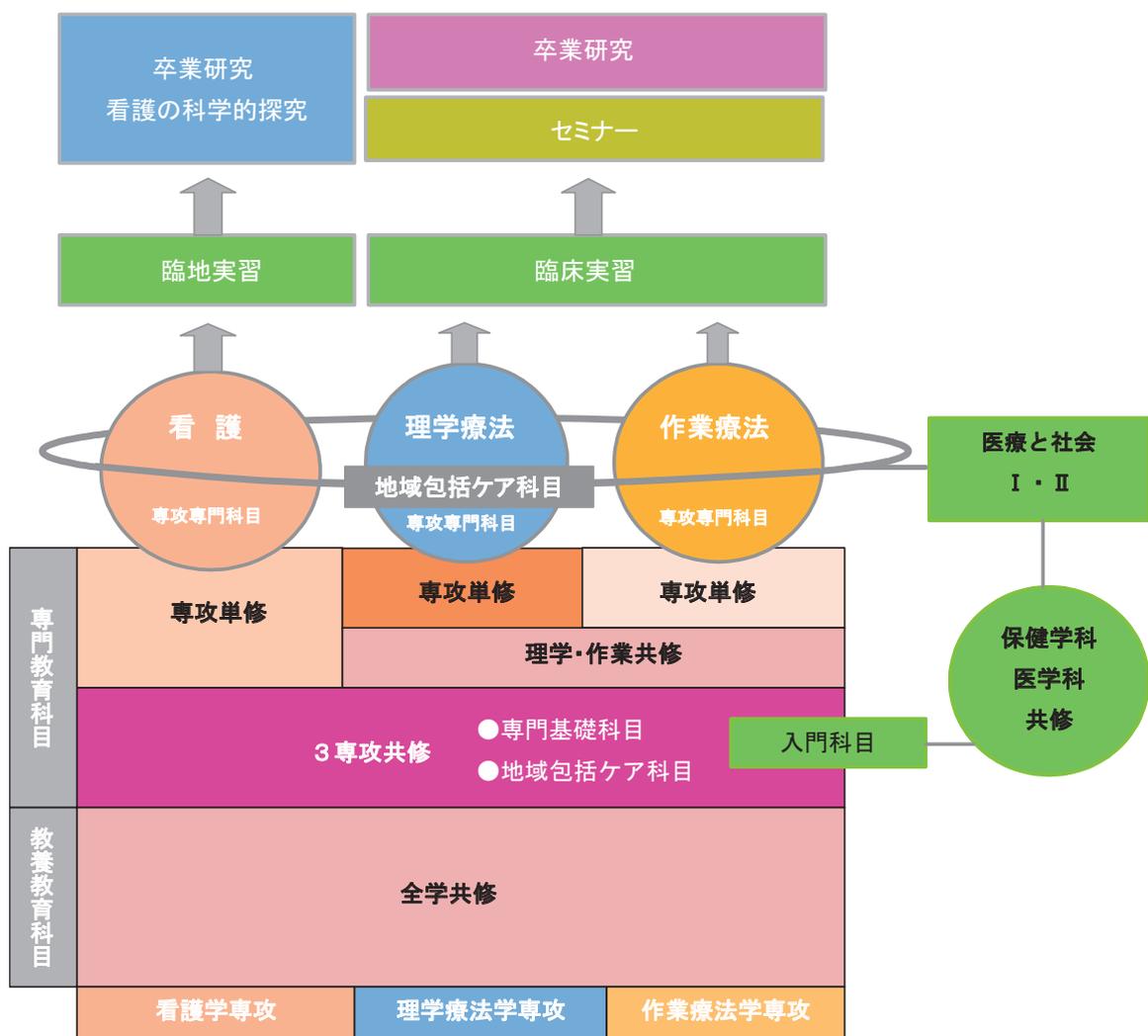
看護学専攻	看護師
理学療法学専攻	理学療法士
作業療法学専攻	作業療法士

国家試験に合格すれば、看護師，理学療法士，作業療法士の資格が得られます。この国家試験は、競争試験ではなく、資格試験ですので一定以上の得点を必要とします。

6) 卒業後の進路

卒業後の進路としては、各国家試験で資格を取得したそれぞれのプロフェッショナルとして、看護学専攻では、医療機関，訪問看護ステーション，老人保健施設，老人福祉施設，地方自治体等への就職及び大学院進学などがあります。理学療法学専攻，作業療法学専攻では、医療機関，介護老人保健施設，老人福祉施設，地方自治体，肢体不自由施設等への就職及び大学院進学があります。

7) 保健学科カリキュラム概念図



5. 教育課程一覧表

- 1) 看護学専攻の専門教育科目
- 2) 理学療法学専攻の専門教育科目
- 3) 作業療法学専攻の専門教育科目

授業科目 の区分	授業科目名	単位数		授業時間	開設年次・学期・単位								備考		
		必修	選択		1年次		2年次		3年次		4年次				
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専 門 分 野	精神保健学	2		30			2								
	精神看護学Ⅰ	1		15			1								
	精神看護学Ⅱ	1		15				1							
	地域・在宅看護学Ⅰ	1		15			1								
	地域・在宅看護学Ⅱ	1		15				1							
	健康教育学	1		30					1						
	災害看護学	1		15										1	
	保健医療統計学	2		30					2						
	看護倫理	1		15						1					
	医療マネジメントと看護	1		15										1	
	看護学研究方法論Ⅰ	1		15					1						
	看護学研究方法論Ⅱ	1		15						1					
	卒業研究	2		60										2	
科 門 分 野 （ 臨 地 実 習 ）	看護コミュニケーション実習	1		45	1										
	看護過程の展開実習	2		90			2								
	臨床看護学実習	5		225					5						
	老年看護学実習	2		90					2						
	小児看護学実習Ⅰ	1		45			1								
	小児看護学実習Ⅱ	1		45					1						
	母性看護学実習	2		90					2						
	精神看護学実習	1		45					1						
	医療・看護マネジメント実習	1		45					1						
	地域精神保健実習	1		45						1					
	地域看護学実習	1		45						1					
	看護の科学的探究	1		45						1					
	在宅看護学実習	2		90							2				
専門性強化実習	2		90								2				
合 計		97		2505	20		36		30		11		96単位以上		

※ 最低修得単位数：96単位

授業科目 の区分	授業科目名	単位数		授業時間	開設年次・学期・単位								備考	
		必修	選択		1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専 門 学	理学療法学概論	1		15	1									
	機能障害科学	1		15			1							
	理学療法評価学	2		30				2						
	理学療法評価学実習	2		60				2						
	画像評価学	1		15				1						
	運動療法学	1		15				1						
	物理療法学	1		15				1						
	物理療法学実習	1		30				1						
	生活技術学	1		15				1						
	生活技術学実習	1		30				1						
	義肢装具学	1		15				1						
	理学療法学研究法	1		15					1					
	理学療法管理学Ⅰ	1		15					1					
	理学療法管理学Ⅱ	1		15					1					
門 科 学	運動器理学療法学	1		15					1					
	運動器理学療法学実習	1		30					1					
	神経理学療法学	1		15					1					
	神経理学療法学実習	1		30					1					
	循環器理学療法学	1		15					1					
	呼吸理学療法学	1		15					1					
	心臓呼吸理学療法学実習	1		30					1					
	小児理学療法学	1		15					1					
	地域理学療法学	1		15					1					
	高齢者理学療法学	1		15					1					
	ペインリハビリテーション	1		15					1					
	がんリハビリテーション	1		15					1					
	理学療法学セミナーⅠ	1		30						1				
	理学療法学セミナーⅡ	1		30							1			
発達障害支援特論		1	15						1					
目 臨 床 実 習	基礎理学療法学実習Ⅰ	1		45	1									
	基礎理学療法学実習Ⅱ	1		45			1							
	総合臨床実習Ⅰ	6		270					6					
	総合臨床実習Ⅱ	7		315					7					
	総合臨床実習Ⅲ	7		315						7				
卒業研究	卒業研究	4		180								4		
合 計		102		2745	18		35		34		15		96単位以上	

※ 最低修得単位数：96単位

授業科目 の区分	授業科目名	単位数		授業時間	開設年次・学期・単位								備考
		必修	選択		1年次		2年次		3年次		4年次		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専 門 科	身体障害作業治療学	2		30					2				選択科目 2単位以上
	身体障害作業治療学実習	1		30					1				
	精神・老年期障害作業治療学	2		30					2				
	精神・老年期障害作業治療学実習	1		30					1				
	発達障害作業治療学	2		30					2				
	発達障害作業治療学実習	1		30					1				
	生活障害改善学	1		15					1				
	生活障害改善学実習	1		30					1				
	地域作業療法学	1		15				1					
	義肢装具学	2		30				2					
	作業療法学セミナー	2		60							2		
	精神・老年期障害支援特論		1	15					1				
	発達障害支援特論		1	15					1				
	身体障害支援特論		1	15					1				
	ペインリハビリテーション		1	15					1				
	目	基礎臨床実習	1		45	1							
地域臨床実習		1		45			1						
総合臨床実習Ⅰ		5		225					5				
総合臨床実習Ⅱ		7		315					7				
総合臨床実習Ⅲ		8		360						8			
卒業研究	4		180								4		
合 計		106		2835	18		36		35		17	99単位以上	

※ 最低修得単位数：99単位

6. 履修案内

1) 学期

本学科の学期は、前期と後期の2学期制及び当該学期を前半及び後半に分けた期間（第1～第4クォーター）を単位として開設します。

前期（第1・第2クォーター） 4月1日～9月30日

後期（第3・第4クォーター） 10月1日～3月31日

各学期・各クォーターの休業期間中に、集中講義や実習が行われることがあります。

2) 授業時間

授業は、1校時90分で、月曜日から金曜日まで次の時間帯に行われます。

I校時 8:50～10:20

II校時 10:30～12:00

III校時 12:50～14:20

IV校時 14:30～16:00

V校時 16:10～17:40

3) 授業実施場所

- ①教養教育科目の授業は文教キャンパスで行われ、専門教育科目の授業は坂本キャンパスで行われます。
- ②1年次は、教養教育科目の授業を3日間、専門教育科目の授業を2日間受講します。
- ③2年次は、前期は教養教育科目の授業を2日間、専門教育科目の授業を3日間受講し、後期は月曜日から金曜日まで専門教育科目の授業を受講します。
- ④3年次からは、原則として月曜日から金曜日まで専門教育科目の授業を受講します。
- ⑤臨地・臨床実習は、長崎大学病院や関係の実習病院・施設等で実習します。

4) 授業時間割・シラバス

- ①授業時間割表は、学年始めに配付します。なお、授業時間割表の記載事項に変更が生じた場合は、その都度、掲示でお知らせします。
- ②シラバスには、授業内容及び方法・授業計画・担当教員及び連絡先・成績評価の方法・参考書・オフィスアワー等が記載されています。シラバスは「NU-Webシステム」で確認し、授業を受講する際の参考にしてください。

5) 出席日数及び欠席届

- ①単位の認定を受けるには、原則として当該授業科目の授業時間数の3分の2以上の出席が必要です。
ただし、病気、忌引、その他やむを得ない理由のために欠席した者が、所定の証明書を添えて欠席届を提出した場合は、欠席時数について考慮される場合があります。
- ②病気、忌引、その他やむを得ない理由のため欠席する場合は、所定の様式の欠席届に診断書又は証明書を添えて事務室に提出してください。

6) 試験

- ①試験は、定期試験を原則とし、学期末及び各クォーター末に日時を決めて行われます。
- ②定期試験の時間割は、実施期間の事前に公示されます。

- ③学期末及び各クォーター末の定期試験のみでなく、学期及び各クォーターの間にも試験やレポート提出等が行われることがあり、評価の対象となります。
- ④出席状況が不良の場合は、受験資格が与えられない場合があるので欠席しないようにしてください。
- ⑤試験についての詳細は、教務内規を参照してください。

7) 受験上の注意

- ①受験者は、監督教員の指示により着席し、学生証を机上右上側においてください。
なお、学生証を忘れた場合は、試験開始前に事務室で仮学生証を発行してもらってください。
- ②答案用紙は、専攻名、学生番号、氏名を記入し、試験室から持ち出さないようにしてください。
- ③下敷きの使用は認めません。
- ④試験中は、鉛筆、消しゴム、その他のものの貸借を禁止します。
- ⑤試験開始後20分以上遅刻した者は、原則として受験を認めません。また、試験開始後20分以内は退出することはできません。
- ⑥不正行為と見なされるような態度をしないように注意してください。
- ⑦不正行為が発覚した場合、学則及び本学科の教務内規により処分を行います。
- ⑧試験室内では、監督者の指示に従ってください。

8) 追試験・再試験

- ①定期試験を欠席した場合は、追試験願を提出し、受験の許可を受けなければなりません。病気の場合は医師の診断書等、その他の場合は証明書あるいは理由書を添付しなければなりません。
なお、本人の不注意による時間間違いや寝過ごし等では、追試験は認められません。
- ②定期試験又は追試験の結果、不合格となった科目について、再試験を行うことがあります。
- ③追試験及び再試験については、教務内規を参照してください。

9) 再履修

- ①試験等の結果、不合格となった必修科目については、再履修をしなければなりません。
しかし、再履修するのは、時間割上非常に困難で、卒業が延期になることもあります。
- ②選択科目が不合格となった場合は、他の選択科目に替えて履修することができます。

10) 成績の発表

定期試験の成績発表は、各期とも発表準備が整い次第掲示等によりお知らせしますので、学務情報システム「NU-Webシステム」にて各自の操作のもと確認してください。
なお、成績発表後、試験結果に疑義がある場合は、1週間以内に事務室に申し出てください。

7. 長崎大学ナンバリング・システム

長崎大学ナンバリング・システムとは、長崎大学で開講されているすべての授業科目（教養教育科目・学部専門科目・大学院専門科目等。旧カリキュラム科目は除く）に対し、授業内容・レベル等に応じて特定の記号や数字を付与し、教育課程表やシラバスに記載することにより、体系的な教育プログラムの実現を目指す方法のことです。

1) 長崎大学ナンバリング・システムの統一フォーマット

長崎大学の全授業科目には、以下のような統一した形式でナンバーが付されています：



表示例

教養教育科目 教養ゼミナール
GEFY 11111 (通常表示)
GEFY 11111_001 (詳細表示)

授業科目に付けた記号や数字（学部等コードから枝番まで）を「科目ナンバー」と言います。例えば、教養ゼミナールの科目ナンバーは GEFY 11111 や GEFY 11111_001 となります。

【学部等コード】（表 1 参照）

科目を提供する学部や研究科等を表す 2 文字の英文字です。

【領域/プログラムコード】（表 1 参照）

科目を提供する学部等のカリキュラム体系上の大きな区分を表す 2 文字の英文字です。

【水準コード】（表 2 参照）

科目の授業のレベルを示す 1桁の数字です。数字と学年は必ずしも一致するものではありません。

【識別コード】

「領域/プログラムコード」で大きく区分された科目群を更に識別するための 3 桁の数字です。学部・研究科ごとに独自の規則で識別コードが付けられています。

保健学科では、下記の規則で識別コードを付けています。

科目群	専攻	識別コード	
学部モジュール I		000～049	
学部モジュール II		050～099	
共 修	3 専攻共修	100～199	
	2 専攻共修	200～299	
講演 義習	看護学専攻	講義	300～349
		演習	350～399
	理学療法学専攻	講義	400～449
		演習	450～499
	作業療法学専攻	講義	500～549
		演習	550～599
臨地実習 臨床実習	共 修	600～699	
	看護学専攻	700～799	
	理学療法学専攻	800～899	
	作業療法学専攻	900～999	

【使用言語コード】(表 3 参照)

その科目の授業中に使用される言語を表す 1 桁の数字です。

【学問分野コード】(表 4 参照)

授業科目の内容を学問分野という立場から見たとき、どのように分類されるかを示す 3 桁の数字です。

【枝番】

同一科目であるにも関わらず、クラスにより、履修内容が大幅に異なり、区別する必要があるときには、枝番で区別することがあります。枝番は 1 桁の英数字です。

2) 長崎大学ナンバリング・システムの特徴

国際通用性

- (1) 海外の大学の代表的なナンバリング・システムと類似のフォーマットにしてあります。
- (2) 海外の多くの大学と同様の授業レベル表記(水準コード)としているため、海外から来る留学生や本学から海外へ留学する学生にとって、授業のレベルを比較しやすくなります。
- (3) 外国語による授業科目を使用言語コードから判断できます。

識別コードと学問分野

識別コードと学問分野を別々に区分したため、授業科目の履修体系上でのおよその位置づけが一目で識別でき、また講義内容がどの学問分野であるのかを把握できます。

3) ナンバリング・システムの活用方法

表 1, 表 2, 表 3 で, 記号や数字の意味することを理解した上で, 便覧等に示された学部や研究科ごとの科目ナンバー付与規則を理解してください。慣れてくると, 科目ナンバーを見るだけで, カリキュラム体系上どのような位置づけの科目であるか分かるようになります。

識別コードは, 科目群の区分や履修順序の意味を込めるなど学部や研究科ごとに工夫されていますので, 科目選択や履修順序を判断する際に利用してください。

シラバスに履修の前提とする科目が科目ナンバーで記載されている場合があります。そのときは, NU-Web の検索機能でどのような科目であるか調べてください。

専門的な学習を行うようになったら, 科目ナンバーの学問分野コード (表 4) からその科目の学問上の位置づけを把握することで, 履修科目の体系に関する理解が更に深まります。

表 5 は各学部・研究科等の科目ナンバーの一覧です。他学部等の科目ナンバーを調べるときに利用してください。

表 1 (抜粋)

学部等コード (AB)		領域/プログラムコード (CD)		
医学部 School of Medicine 保健学科 School of Health Sciences	HE	保健学科	学部モジュール科目	MC
			共通	HE
			看護学専攻	NS
			理学療法学専攻	PT
			作業療法学専攻	OT
			理学・作業療法学専攻共通	PO

表 2

0 : 卒業要件外科目 (大学入学前に修得する内容の科目, リメディアル科目, 卒業要件外授業科目)	
1 : 学部専門科目 (入門的内容の科目), 教養教育科目 (語学上級科目, 高年次対象科目を除く)	学部科目
2 : 学部専門科目 (基礎的内容の科目), 教養教育科目 (語学上級, 高年次対象科目)	
3 : 学部専門科目 (発展的内容の科目), 教養教育科目 (高年次対象科目)	
4 : 学部専門科目 (卒業論文・卒業研究関連科目, 医・歯・薬 5～6 年科目)	
5 : 大学院 (修士・専門職) 専門科目 (基礎的な内容の科目), 大学院共通授業科目	大学院科目
6 : 大学院 (修士・専門職) 専門科目 (発展的な内容の科目, 研究指導科目)	
7 : 大学院 (博士) 専門科目 (研究指導科目を含む)	
9 : その他 (海外への留学を内容とするもの, レベル分けが出来ない科目など)	

表 3

1 : 日本語で行う授業	6 : ドイツ語で行う授業
2 : 英語で行う授業	7 : フランス語で行う授業
3 : 日本語と英語のバイリンガル授業	8 : オランダ語で行う授業
4 : 中国語で行う授業	9 : 日本語と英語以外の外国語のバイリンガル授業
5 : 韓国語で行う授業	0 : (予備)

表 4

分野	番号	分野	番号
教養教育・基礎教育 学士課程連携科目	000 ~ 099	総合理工	431 ~ 461
情報学	101 ~ 135	数物系科学	471 ~ 511
環境学	140 ~ 163	化学	521 ~ 544
複合領域	165 ~ 262	工学	551 ~ 616
総合人文社会	271 ~ 285	総合生物	621 ~ 661
人文学	291 ~ 351	生物学	671 ~ 692
社会科学	361 ~ 424	農学	701 ~ 773
		薬学看護学	781 ~ 855
		医学歯学	901 ~ 993
		その他	999

表 5 略

※学問分野コードの詳細及び科目ナンバーは、長崎大学ホームページをご参照ください。

8. 履修手続の方法

長崎大学では、専門教育及び教養教育ともに学生の履修・成績・学籍等の管理を行う電算システムとして、インターネットでのWEBを使用した学務情報システム「NU-Webシステム」を稼働しています。

1) 履修登録

学生各人が、パソコンにより、各自の操作のもと履修登録及び確認を行います。

システム操作のマニュアルは、長崎大学ホームページ（<http://www.nagasaki-u.ac.jp/>）及び学部掲示板で案内しています。

なお、履修登録が正確になされないと、授業に使用する受講者名簿への反映や試験成績の登録等ができませんので、確実な登録が必要です。

2) 履修登録期間（具体的な期日は各学期に掲示にてお知らせします。）

前期 3月下旬～4月中旬の指定された期日

後期 9月下旬～10月中旬の指定された期日

履修登録期間を過ぎると操作ができなくなります。登録期間を厳守してください。

9. 既修得単位の認定

本学に入学する前に、大学又は短期大学等を卒業もしくは中途退学した者、又は科目等履修生（大学設置基準第31条）であった者が、第1年次に入学し、その大学等において修得した単位を教育上有益であると認めるときは、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることがあります。

また、大学等以外の教育施設等において学修したものについても、教育上有益であると認めるときも本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることがあります。

認定を希望する者は、所定の期日（入学式後の学部オリエンテーションの日）までに保健学科事務室で次の提出書類を提出してください。従って、入学手続後、直ちに保健学科事務室で申請の手続方法について説明を受けてください。なお、教養教育科目については、教養教育事務室で所定の手続を行ってください。

- ①認定する授業科目及び単位は、専門基礎科目及び他専攻開放科目の授業科目及び単位とし、認定単位は10単位以内とします。
- ②提出書類
 - i 既修得単位認定申請書
 - ii 卒業又は中途退学した大学等の成績証明書（単位記載のもの）
 - iii 単位認定を受けようとする授業科目のシラバス又は授業内容を記載したもの
- ③認定された授業科目及び単位については、既修得単位認定通知書を交付しますので、確認してください。なお、認定された既修得科目の成績は「認」と記載し、評価ポイントは「B」として取り扱いますので、考慮して申請してください。（授業料免除及び日本学生支援機構等の学業成績基準を決定する場合の学力評価ポイントとなります。）

10. 学生生活関連事項

1) 諸手続について

願い届出等の手続きについては、下記の表を参考にしてください。手続場所や窓口を確かめて手続を行ってください。よくわからない場合には、本学科事務室に相談してください。

種 類	申込方法・提出期限等	手続窓口等
在学証明書 卒業見込証明書 成績証明書 旅客運賃割引証	証明書自動発行機	保健学科事務室横
卒業証明書 通学証明書※ その他の証明書	発行希望日の3日前までに発行願により申し込むこと。 ※ 通学定期乗車券を購入する際に提出する必要があるもの。	学務課（保健学科）
休学願	引き続き2か月以上修学を中止する場合、開始日の1か月前までに手続きを行うこと。	
復学願	休学期間満了又は休学理由がなくなった場合、復学日の1か月前までに手続きを行うこと。	
退学願	退学日の1か月前までに手続きを行うこと。	
学生住所届 学生住所変更届 保証人変更届 改姓届	4月 理由が発生したとき。 理由が発生したとき。 理由が発生したとき。	
欠席届	病気・忌引等で授業を欠席するとき。 (一親等：父母等は7日，二親等：祖父母・兄弟・弟妹等は3日，三親等：伯(叔)父母は1日)	
海外渡航届・帰国届	(海外渡航システムより印刷) 渡航日の1か月前までに提出すること。 帰国届は帰国後速やかに提出すること。	
施設使用願	実施日の5日前までに提出すること。	
掲示物	掲示の許可を受けること。	
学生証再交付願	紛失又は期限切れのとき。(紛失の場合は有料)	
授業料免除申請 日本学生支援機構奨学金	掲示等により案内 掲示等により案内	学務課（保健学科） 又は教育支援課 学生支援センター
各種奨学金	掲示等により案内	指定された窓口

2) 学生への諸連絡等

① 掲示板

学生に対する連絡や通知は、原則としてNU-Web掲示板やbbメールの配信により行いますので、必ず確認するようにしてください。また、各授業からの連絡はLACS「連絡事項」からも配信されます。

授業や試験等の教務事項、奨学生の募集・授業料免除申請は、医歯薬学総合教育研究棟2Fの保健学科掲示板により行いますので、登校及び下校の時、1日2回は必ず掲示板を見る習慣を身に付け、学生生活に支障がないように注意してください。

また、学生への個別の連絡事項（学生呼び出し）等は、入学時に学務課へ提出している電話番号へ行う場合がありますので、変更があった際は、必ず届け出てください。

② 講義室及び実験・実習室等の整備

講義室及び実験・実習室等の黒板、机、椅子、設備・備品等は、きれいに大切に使用してください。

③ 保健学科棟304講義室・306講義室

講義等が行われていないときは学習スペースとして自由に利用できます。

また、304講義室には就職に関する資料を設置していますので情報収集などに活用してください。

④ 遺失物・拾得物

学内での遺失物は、事務室又は保健学科棟1階廊下の保管庫に保管しています。心当たりのものがあった場合は事務室に問い合わせてください。1か月を過ぎても引き取り手が無いものは、こちらで処分する場合があります。また、遺失物を発見した場合は、事務室に届けてください。

なお、所持品の保管については、各自十分に注意してください。

⑤ 郵便物の受け渡し

学生団体又は学生あての郵便物があった場合は、メール又は電話にて連絡しますので、事務室まで受け取りにきてください。

⑥ 電話照会

学生からの電話による照会には、間違いを防ぐ意味から回答を行っていません。また、電話で学生呼び出しの依頼があっても、呼び出しは行いませんので、関係者へも知らせておいてください。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。

⑦ 住所変更届・身分異動

転居・改姓または保証人等に関して、入学時又は学年始めに提出した書類の内容に変更が生じた場合は、必ずその都度事務室に届けてください。この届出を怠ると、本人又は保証人に緊急な連絡事項がある場合に連絡がとれず、不利益な結果を生じることがあります。

⑧ 優先席について

各教室には学習上の配慮が必要な学生のための優先席を設置しています。また、体調不良時には一時的な使用もできます。

3) 授業料免除制度

授業料免除は、前期・後期ごとに納入すべき授業料の全額又は一部を免除する制度です。手続方法や出願資格については、その都度掲示等によりお知らせします。免除希望者は、期限までに必要書類を添えて出願してください。

授業料免除に関する規定等は学生支援部発行の「学生生活案内」（入学時のオリエンテーションで配付）を参照してください。

なお、出願志望者は、学生支援センターの窓口でよく相談してから出願してください。

4) 奨学金制度

日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体や各種奨学団体の奨学金を取り扱っています。奨学金を希望する人は、学生支援部発行の「学生生活案内」（入学時のオリエンテーションで配付）の関係する項目を参照してください。諸手続は、学生支援センターの経済支援コーナーへ申し出てください。

奨学金についての詳細は、学生支援部発行の「学生生活案内」（入学時のオリエンテーションで配付）を参照してください。

なお、本学科の各専攻等を対象とした奨学金の募集があった場合は、その都度掲示でお知らせします。

5) 諸証明書の発行

①各種証明書が必要となった場合は、1)の表を参考にして手続してください。

事務室の台帳で申し込む証明書は、必要とする3日前までに必ず記載してください。

当日に申し込んでも発行はできません。

全国のコンビニエンスストア、又は郵送で取得できる「証明書発行サービス」（有料）も利用できます。

在籍者は、長崎大学のHPにある、証明書発行サービスからログインしてください。

※証明書の種類によっては、コンビニ発行ができないものもあります。

②通学証明書は、鉄道、バス、電車を利用する人に対し、定期券購入のため証明書が必要な際、自宅（下宿等）最寄り駅間に限り発行します。

なお、課外活動のため、文教地区キャンパスまで電車を利用する場合や、臨地・臨床実習のため、臨地・臨床実習施設の最寄りの駅と下宿等との最寄りの駅間を鉄道等利用する場合についても通学証明書を発行します。

③実習のための定期券発行は、「実習用通学証明書発行願」により申し込んでください。

なお、実習のための定期券の発行には利用交通機関からの承認が必要です。約2週間かかりますので、早めに申し込んでください。

6) 団体及び集会

①学内において、団体（サークル等）を組織しようとするときは、あらかじめ、顧問を定め、「長崎大学における学生の課外活動に関する規程」に基づき、所定の様式に、団体設立の趣旨及び目的を明らかにした規約と団体会員名簿を添え、学生支援センターに届け出て、副学長の承認を受けてください。

- ②団体規約その他の出願事項を変更しようとするときは、所定の手続をして承認を受けてください。
- ③団体承認の有効期間はその年度限りですので、継続を希望する団体は、5月末までに更新願を提出してください。更新願が提出されない団体は、解散したものと取り扱われます。
- ④学生又は団体が、集会等を行うときは、3日前までに所定の様式で届け出てください。

7) 時間外学習・研究について

大学内における学生の安全確保等の観点から、学生の時間外学習・研究については次のとおりとなっています。

- ①平日の午後10時から翌日の午前6時まで、原則として研究室、自習室等の学習・研究に利用する施設（以下「施設等」という。）の利用は禁止です。
- ②教員のいない土・日・祝日、その他休業日等も、原則として終日、施設等の利用は禁止です。
- ③上記①、②の禁止時間帯に学生がやむを得ず利用する場合は、事前に申請書により指導教員等に申請して許可を得てください。

8) 施設の使用

- ①学生が本学科所管の施設を使用しようとするときは、使用の5日前までに、所定の様式の施設使用願を事務室に提出して許可を受けてください。なお、本学（文教地区等）の施設を使用しようとするときは、学生支援センターに所定の様式の施設使用願を提出して許可を受けてください。
- ②使用の許可を受けた学生は、本学職員の指示に従ってください。
- ③施設の使用許可後においても、公務のため差し支えが生じたときは、許可を取り消すことがあります。
- ④故意又は過失により設備及び備品等を破損したり、汚損した場合は、原状回復に必要な経費を弁償しなければなりません。
- ⑤体育館を使用する場合は、事務室に申し出て所定の様式で使用許可を受けてください。使用時間は、平日（長期休みを除く）（17：00～21：00）・休日（9：00～21：00）です。
なお、「使用に関する取り決め」を遵守してください。
- ⑥学生食堂施設を使用する場合は、事務室に申し出て所定の様式で使用許可を受けてください。使用時間は、原則として使用後の整理、清掃を含めて21：00までです。なお、厨房内への立ち入りを禁止します。

9) ロッカー室の使用について

ロッカー室は、医歯薬学総合教育研究棟（1階、2階）に設置しており、在学期間中、個人ロッカーを貸与します。なお、使用に当たっては次の点に留意してください。

- ①ロッカーの鍵を万一、破損・紛失した場合は、事務室へ届けてください。なお、鍵等の新調・修理は、自己負担です。

- ②ロッカーの管理は各自で行うこととなりますが、盗難防止のために貴重品はロッカーに入れず常時身につけておいてください。なお、盗難等の被害にあっても大学側は補償の責任を負いません。
- ③ロッカーには、発火性のもの、臭気を発するもの等他人に迷惑をかけるようなものを収納しないでください。なお、危険を伴う等緊急の場合は、大学側でロッカーを開け、当該物品を排除する等の処置をとることがあります。
- ④退学及び卒業の際は、ロッカーの明け渡しと鍵の返却を行ってください。

10) インターネット利用上の注意

ICT基盤センター（以下「センター」という。）ではネットワーク利用のための学生用IDを交付しています。このIDは情報処理教育のみならずネットワークを利用するために不可欠なものです。学生証が配付された時点でIDとパスワードが確認できます。

(1) ネットワークを利用してできること

ネットワークの主幹は長崎大学学内LANへ接続されており、電子メール、インターネットによる情報検索・情報収集ができます。「長崎大学ICT基盤センター」のWeb Site (<http://www.cc.nagasaki-u.ac.jp>) を参考にしてください。

(2) インターネット利用上の注意事項

① パスワードを厳重に管理する。

IDとパスワードは、ネットワークシステムにあなたが「あなた自身であること」を証明するもので、キャッシュカードの暗証番号と同じくらい非常に大切なものです。他人のIDとパスワードを使用したり、自分のIDとパスワードを他人に使用させることはできません。

② コンピュータウィルスに注意する。

コンピュータウィルスに感染すると、パソコンのシステムやファイルが壊れるなど、深刻な被害が出ます。電子メールに添付されたファイルを安易に展開しない、怪しいWeb Siteからファイルをダウンロードしない、などに心がけてください。

コンピュータウィルスについては、下記のWeb Siteを参考にしてください。

IPAウイルス対策室 <http://www.ipa.go.jp/security/index.html>

③ ネチケット（ネットワーク利用上のエチケット）を心がける。

複数の人に転送を要請する不幸／幸福の手紙といったチェーンメールはもちろん、安易に必要なないメールを送ったり転送したりすることは、必要な情報のやりとりをするという本来の利用を妨げ、相手に迷惑なメールとなります。また、ネットワークにも不要な負荷がかかり、その機能を阻害しますので、注意してください。電子メールを利用する際は、著作権侵害や、他人を罵倒／誹謗／中傷するような内容は書かないようにしましょう。ネチケットについては、下記のWeb Siteを参考にしてください。

インターネットを利用するためのルール&マナー集(財団法人インターネット協会)

<http://www.iajapan.org/rule>

ネチケットホームページ <http://www.cgh.ed.jp/netiquette/>

11) 海外渡航

海外に渡航する場合は、海外渡航システムに登録後、所定の海外渡航届を印刷し、指導教員の承認を受け事務室に提出してください。なお、帰国したときは、所属専攻の主任及び事務室に報告してください。

また、海外渡航をする場合は、下記の外務省の「海外安全ホームページ」を参考に安全な渡航計画を立ててください。<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

12) 自動車等による入構

保健学科は駐車スペースが狭いため、学生の自動車による通学を禁止しています。ただし、特別の事情がある場合のみ、許可することがあります。

バイクの入構は許可しますが、所定のバイク置場に駐車することを義務づけています。

13) 事故等の報告

学内外を問わず、万一に傷害や交通事故等の事故または事件に遭ったときは、必ず所属専攻の主任及び事務室に届け出てください。

学生教育研究災害傷害保険等の手続を行う場合もあります。

14) 喫煙

長崎大学は、敷地内全面禁煙です。絶対に喫煙はしないでください。

15) アルコール

20歳未満の飲酒及び20歳以上でも飲み過ぎ厳禁、イッキ強要は犯罪です。新入生コンパ、学園祭、年末コンパ、サークルコンパ等々で、飲酒によるトラブルが多く報告されていますので、十分注意してください。また、飲酒運転は絶対にしないでください。事故の有無に関わらず懲戒の対象となります。

16) 薬物乱用防止

覚せい剤、大麻等の薬物は、脳（神経）に作用し、薬物依存を引き起こしてしまいます。一度の服用でも自己の意思で薬を止められなくなり、依存の悪循環に陥ってしまいますので、絶対に使用しないでください。

17) ハラスメント

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントの総称をいいます。大学内においてハラスメントがある場合には、気持ちよく修学ができる環境づくりをするために、指導教員、先輩、カウンセラー、学生なんでも相談員等に相談するなどの方法をとることをためらわないようにしましょう。

1 1. 健康管理

1) 健康診断

学生は、本学が定期又は臨時に実施する健康診断を受けなければなりません。学生は、健康診断の結果、疾病等が発見された場合は、本学の指示に従わなければなりません。

2) 健康相談

日常の健康の悩みや、問題があったら、保健センターに気軽に相談してください。風邪やお腹の調子が悪い場合は、診察の上、薬（無料）を出していますので、利用してください。内科ばかりでなく、禁煙相談、婦人科相談も設けています。対人関係や勉学上の悩み、精神面の悩みも遠慮しないで相談してください。秘密は守られます。

3) 保健センターについて

保健センターでは、健康診断、健康相談、生活習慣病の予防など、いろいろな支援を行っています。なお、保健センターにおける健康診断や健康相談等については、学生支援部発行の「学生生活案内」（入学時のオリエンテーションで配付）の関係項目を参照してください。

4) カウンセラー室について

対人関係や勉学上の悩み、精神面の悩みなどがあつたら、遠慮しないでカウンセラーに相談してください。秘密は守られます。

相談日 保健学科カウンセラー室（保健学科2階）

火曜日：13：00～17：30（隔週）

木曜日：9：30～12：00（毎週）

歯学部学生支援室（医歯薬学総合教育研究棟2階）

火曜日：13：00～17：30（隔週）

木曜日：13：00～17：30（毎週）

希望の日程、場所を調整してスケジュールを組むため、上記のスケジュールに変更が生じることがあります。毎月、各相談室のドアに「カウンセラー訪問カレンダー」を掲示しています。

なお、文教キャンパスの保健センターでのカウンセリング予約も可能です。

5) 保健室について

具合が悪くなった場合は、事務室へ申し出て、保健学科1階にある保健室を利用することができます。総合教育研究棟での講義中に体調不良となった場合は、教員の許可の下、休養できる場所があります。また、教室内に設置する優先席を一時的に使用することもできます。

1 2. 感染防止対策

本学科の学生は、医療施設や老人施設、障がい者（児）施設などで臨地・臨床実習を行います。様々な患者さんが入院しておられる医療施設等の環境には様々な病原体が生息しています。あなたの手指や着衣にその病原体が付着すると他の患者さんに伝播する危険があります。院内（施設内）感染を防ぐために手洗いを励行し、衣服、白衣、予防衣等は常に清潔なものを着用してください。血液、体液、分泌物、排泄物等の扱いには、特に注意してください。針刺し等の事故が発生した場合は、すぐに実習指導者と担当教員に報告してください。

医療施設等には感染防御機能の低下した患者さんが大勢いらっしゃいます。もし、あなたが感染症に罹患すると、あなた自身が感染源となって院内（施設内）感染を起こす危険性があります。不規則な生活や睡眠不足、偏った食事は、身体の抵抗力を低下させ、感染症に罹患しやすくなるので、健康管理に心がけてください。

本学科では、通常健康診断以外に次のような感染防止対策を行っています。

1) B型肝炎

HBs抗原、HBs抗体を検査し、陰性者には**B型**肝炎のワクチン接種を勧めています。

2) 小児ウイルス感染症

風疹、水痘、麻疹、ムンプスに関しては、ワクチン接種歴が不十分な者にはワクチン接種追加が必要です。

3) インフルエンザ

全学生に対して流行期の対策として、ワクチン接種を勧めています。特に実習を受ける学生は原則必要です。

4) その他

実習病院（施設）からの要請により、検便、抗体検査、ワクチン接種等が必要な場合があります。

これらは、あなた自身を感染から守り、院内（施設内）感染を防止するために必要なことです。各専攻により実施内容が異なることがありますので、詳細については、適宜掲示板でお知らせします。

1 3 . 学生のための傷害保険等

1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

正課中，学校行事中，課外活動中又は通学中における不慮の事故に備えて「学生教育研究災害傷害保険制度」があり，本学では全員加入制をとっています。

この制度については，入学時に「入学手続案内」に掲載していますが，詳細は学生支援センターの生活支援コーナーでお尋ねください。

なお，この制度の概要については，「学生生活案内」に記載してありますので，参照してください。

2) 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

この保険は，臨地・臨床実習中に針刺し事故が発生し，感染の恐れがある場合の予防措置費用及び治療に要する費用，臨地・臨床実習中に患者さんにケガをさせたり，患者さんの物を壊して，賠償責任を負った場合等に補償される保険です。本学科では，臨地・臨床実習に備えて全員加入制をとっています。

3) スポーツ，イベント保険

保健学科施設を利用した部活，サークル活動，イベント開催時は，物損や事故にそなえ，保険加入を推奨しています。詳細は長崎大学ホームページをご覧ください。

<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/circle/insurance/index.html>

1 4 . 諸規則

- 1) 長崎大学医学部規程
- 2) 医学部保健学科教務内規
- 3) 医学部保健学科における長期履修に関する申し合わせ
- 4) 医学部保健学科における成績の疑義申立てに関する申合せ
- 5) 医学部保健学科編入学に関する内規

1) 長崎大学医学部規程

平成16年4月1日

医学部規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、医学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部の目的)

第2条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、主体性と豊かな人格を備え、人々の健康、医療及び福祉に貢献できる資質の高い医療従事者、教育者及び研究者を育成することを目的とする。

(学科及び学科の目的)

第2条の2 本学部の学科は、次のとおりとする。

医学科

保健学科

2 学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 医学科は、医学に関する高度の専門的知識と基本的な医療技術を修得させ、自立性と社会性を身につけた医師及び教育者並びに科学的創造性を持った医学研究者を育成することを目的とする。

(2) 保健学科は、医療に関する高度の専門的知識と優れた技能を修得させ、主体性と豊かな人格を備え広く国民の保健医療の向上に寄与し社会に貢献できる資質の高い医療専門職者及び研究者を育成することを目的とする。

(研究医コース)

第2条の3 医学科に、将来の基礎医学を担う研究医を養成するため、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（医学系基礎研究分野）へ進学する者を対象とした研究医コースを置く。

(研究医コースの所属等)

第2条の4 学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し、研究医プログラム及び法医学プログラムの所属となった者は、原則として、第4年次前期から研究医コースに所属するものとする。

2 一般選抜で入学した者及び学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し、研究医プログラム及び法医学プログラム以外のプログラムの所属となった者が研究医コースへの所属を希望する場合は、第4年次前期又は第5年次前期からの所属を許可することがある。

3 研究医コースの履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究医枠入学者のプログラム決定)

第2条の5 学校推薦型選抜(研究医枠)で入学した者(以下「研究医枠入学者」という。)は、入学後、各学生の希望に基づき、研究医プログラム、熱帯医学プログラム、国際保健プログラム又は法医学プログラムのいずれかに配属される。

2 前項の各プログラムの配属希望に大きく偏りがある場合は、適宜調整を行うものとする。
(保健学科の専攻)

第3条 保健学科に、次の専攻を置く。

看護学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(教育課程)

第4条 医学科の教育課程は、教養教育に関する授業科目(以下「教養教育科目」という。)を第1年次又は第2年次に、専門教育に関する授業科目(以下「専門教育科目」という。)を第1年次から第6年次までに開設して編成する。

2 保健学科の教育課程は、教養教育科目を第1年次又は第2年次に、専門教育科目を第1年次から第4年次までに開設して編成する。

(教養教育科目の最低修得単位数、履修方法等)

第5条 教養教育科目の最低修得単位数は、医学科にあつては別表第1のとおりとし、保健学科にあつては別表第2のとおりとする。

2 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程(平成24年規程第2号)の定めるところによる。

(専門教育科目の名称等)

第6条 医学科の専門教育科目の区分は、医と社会、入門科目、正常構造と機能、疾患総論、疾患各論、医学・医療と社会、診療の基本、臨床実習、基礎研究実習、医学総合セミナー及び医学英語とする。

2 医学科の専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次は、別表第3のとおりとする。

第7条 保健学科の専門教育科目の区分は、専門科目及び統合ケア科目とする。

2 保健学科の専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次は、別表第4のとおりとする。

(1単位当たりの授業時間)

第8条 医学科の専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については15時間

(2) 実験及び実習については30時間

(3) 講義及び実習の併用により行う授業については30時間

2 保健学科の専門教育科目の1単位当たりの授業時間は次の基準によるものとし、個別の授業科目の授業時間数は別表第4に定めるとおりとする。

(1) 講義については15時間から30時間

(2) 演習及び実習については30時間から45時間

(履修科目の登録)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第10条 医学科の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて第1年次にあっては61単位まで、第2年次にあっては60単位までとする。ただし、集中講義により開講される授業科目については、この限りでない。

2 保健学科の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて第1年次にあっては54単位まで、第2年次にあっては60単位までとする。ただし、集中講義により開講される授業科目については、この限りでない。

(専門教育科目の試験及び単位の認定)

第11条 専門教育科目の単位の認定は、試験の結果に基づき行う。

2 専門教育科目について、授業を行った時数の3分の1を超えて欠席した者に対しては、当該授業科目の受験資格を認めない。

3 専門教育科目の試験の実施について必要な事項は、別に定める。

(専門教育科目の成績評価)

第12条 専門教育科目の試験の成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している

不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない
-----	-------	---	-------------------

(既修得単位の認定)

第13条 学則第38条の規定により専門教育科目に係る既修得単位の認定を受けようとする保健学科の学生は、所定の期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書
- (2) 成績証明書
- (3) 授業内容を記載した書類

2 認定する単位は、合計10単位以内とする。

(追試験)

第14条 病気その他やむを得ない理由により専門教育科目の試験を受けることができなかった者に対しては、当該授業科目について追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、追試験願に医師の診断書又は受けることができなかった理由書を添えて速やかに学部長に願い出なければならない。

(再試験)

第15条 専門教育科目の試験の結果、不合格となった者については、再試験を行うことがある。

(再履修)

第16条 専門教育科目のうち、不合格となった授業科目については、当該専門教育科目を再履修しなければならない。

(進級要件)

第17条 医学科の第1年次から第3年次までの学生は、それぞれの年次において、次の各号のすべてに該当しなければ、次年次へ進級することができない。

- (1) 別表第3の専門教育科目のうちそれぞれの年次で履修すべき必修の授業科目について、すべて受験資格を有していること。
- (2) 別に定めるそれぞれの学年への進級要件を満たしていること。

2 医学科の第4年次の学生は、別表第3の専門教育科目のうち第4年次までの履修すべき必修の授業科目のすべての単位を修得し、かつ、別に定める進級要件を満たしていなければ、第5年次へ進級することができない。

3 医学科の第5年次の学生は、別に定める進級要件を満たしていなければ、第6年次へ進級することができない。

4 保健学科の第1年次から第2年次までの学生は、それぞれの年次において、次の各号のすべてに該当しなければ、次年次へ進級することができない。

- (1) 別表第4の専門教育科目のうちそれぞれの年次で履修すべきすべての必修の授業科

目について、受験資格を有していること。

(2) 別表第4の専門教育科目のうちそれぞれの年次で履修すべき必修の授業科目について、未修得である授業科目が2科目以内であること。ただし、第2年次においては臨床看護学実習Ⅱを除く。

5 保健学科の第3年次の学生は、第5条第1項に規定する教養教育科目の最低修得単位数を第3年次までに修得し、かつ、別表第4の専門教育科目のうち第3年次までに履修すべき必修の授業科目のすべての単位を修得しなければ、第4年次へ進級することができない。
(卒業の認定)

第18条 医学科に6年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得し、かつ、所定の試験に合格した者に対しては、卒業を認定する。

2 保健学科に4年以上在学し、別表第2に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては、卒業を認定する。

(編入学)

第19条 編入学について必要な事項は、別に定める。

(長期履修)

第20条 学則第39条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第21条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在本学部に在学している者(以下この項において「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、旧長崎大学医学部規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成18年3月31日医学部規程第5号)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成18年度において第2年次及び3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月9日医学部規程第2号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成19年3月31日現在本学部に在籍している者並びに平成19年度及び平成20年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定（第18条の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1年次において休学等をした者のうち、教育上特に必要があると認められた学生については、この規程を適用する。

附 則（平成20年3月14日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在本学部に在籍している者並びに平成20年度及び平成21年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第4の規定（医療と社会の項に限る。）は、平成19年度の入学者及び平成21年度の第3年次編入学者についても適用する。

附 則（平成20年7月22日医学部規程第3号）

- 1 この規程は、平成20年9月29日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者及び平成20年度以前において第3年次に編入学した者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日医学部規程第3号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在本学部に在籍している者並びに平成21年度及び平成22年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月10日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在本学部に在籍している者並びに平成22年度及び平成23年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月29日医学部規程第2号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在本学部に在籍している者及び平成22年度において第2年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条の3並びに第2条の4第2項及び第3項の規定については、平成21年度以前に入学した者及び平成22年度において第2年次に編入

学する者についても適用する。この場合において、改正後の第2条の4第2項中「一般入試で入学した者」とあるのは「学部長が認めた者」と読み替えるものとする。

附 則（平成23年3月7日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在本学部にて在籍している者、平成23年度において第2年次に編入学する者並びに平成23年度及び平成24年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条の4第2項の規定については、平成22年度においてA0入試（国際医療）で入学した者について準用する。この場合において、改正後の第2条の4第2項中「一般入試、A0入試（国際保健医療）及びA0入試（熱帯医学研究医）で入学した者」とあるのは「A0入試（国際医療）で入学した者」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年3月23日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本学部にて在籍している者、平成24年度において第2年次に編入学する者並びに平成24年度及び平成25年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月26日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在本学部にて在籍している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成24年度及び平成25年度に入学した者並びに平成25年度及び平成26年度において第2年次に編入学した者については、改正後の別表第3の規定（標準履修年次の欄に限る。）を適用する。

附 則（平成27年1月29日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在本学部にて在籍している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成24年度、平成25年度及び平成26年度に入学した者並びに平成25年度、平成26年度及び平成27年度において第2年次に編入学した者については、改正後の別表第3の規定を適用する。

附 則（平成28年2月24日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在本学部にて在籍している者及び平成28年度において第2年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月27日医学部規程第2号）

- 1 この規程は、平成28年5月27日から施行し、改正後の長崎大学医学部規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年3月31日現在医学部保健学科に在籍している者及び平成28年度及び平成29年度において医学部保健学科第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月17日医学部規程第4号）

この規程は、平成28年11月17日から施行する。

附 則（平成29年3月29日医学部規程第2号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日現在本学部にて在籍している者並びに平成29年度及び平成30年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日医学部規程第2号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表第4の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成30年3月31日現在医学部医学科に在籍している者及び平成30年度において医学部医学科第2年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年3月31日現在医学部保健学科に在籍している者及び平成29年度及び平成30年度において医学部保健学科第3年次に編入学する者については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年5月21日医学部規程第4号）

- 1 この規程は、平成30年5月21日から施行し、改正後の別表第4の理学療法学専攻に関する規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年3月31日現在本学部にて在籍している者及び平成30年度において第3年次に編入学する者については、改正後の別表第4の理学療法学専攻に関する規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月4日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在本学部にて在籍している者並びに令和2年度及び令和3年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月25日医学部規程第3号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在本学部にて在籍している者並びに令和2年度及び令和3年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月19日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日現在本学部にて在学している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定（第12条の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第3の規定は、平成30年度以降の入学者についても適用する。

附 則（令和2年9月30日医学部規程第4号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日現在本学部にて在学している者並びに令和3年度及び令和4年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月22日医学部規程第3号）

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和3年3月30日医学部規程第4号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日現在本学部にて在学している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定（第2条の4の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月10日医学部規程第1号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在本学部にて在学している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月23日医学部規程第3号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日現在本学部にて在学している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (略)

別表第2

保健学科の教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

区分		授業科目の区分\専攻		看護学専攻	理学療法学専攻	作業療法学専攻
教養教育科目	教養基礎科目	教養ゼミナール科目	初年次セミナー	1		
			情報・データサイエンス科目	情報リテラシー入門	1	
		応用情報処理		1		
		データサイエンス概論		1		
		統計学概論		1		
		健康・スポーツ科学科目	健康科学	1		
			スポーツ演習	(※1)		
		キャリア教育科目	キャリア入門	1		
			キャリア実践	1		
		外国語科目	英語	4		
	小計		12			
	プラネタリーヘルス科目	プラネタリーヘルス入門科目		1		
		プラネタリーヘルスⅠ科目		4		
		プラネタリーヘルスⅡ科目		2		
		小計		7		
	選択科目	人文・社会科学科目		2 ～ 4		
		生命・自然科学科目		0 ～ 4		
		社会連携・キャリア教育関連科目		2 ～ 4		
		言語・異文化理解科目等		2 ～ 4		
		留学支援コーディネート科目		0 ～ 2		
小計		10				
計		29				
専門教育科目	専門科目		96	96	99	
	計		96	96	99	
合 計		125		125	128	

※1 教員免許及び海技士免許取得希望の学生は必修。最低修得単位数には含まない。

別表第3 (略)

別表第4

保健学科の専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次

1 看護学専攻

授業科目の区分	授業科目名	単位数		授業時間	標準履修年次
		必修	選択		
専門基礎分野	人体の構造と機能	2		60	1
	栄養・代謝学	1		15	1
	病理学	1		15	1
	微生物学	1		15	1
	薬理学	1		30	2
	薬物療法と看護	1		15	3
	臨床病態学Ⅰ	2		60	2
	臨床病態学Ⅱ	2		60	2
	病態と看護	1		15	2
	加齢と健康学	1		15	1
	小児と健康学	2		30	2
	臨床遺伝学	1		15	3
	グローバルゼーションと健康	1		15	1
	社会福祉	1		15	1
	公衆衛生学	1		15	1
	保健医療福祉システム論	1		15	1
	リハビリテーション概論	1		15	1
	保健医療社会学概論		1	15	1
	人の発達と成長		1	15	1
	ボランティア活動		1	45	4
	入門科目	1		30	1
	医療と社会Ⅰ	1		30	2
	医療と社会Ⅱ	1		15	4
地域包括ケア論	1		30	3	
離島の暮らしと保健医療	1		15	4	
専門分野	看護学概論	1		15	1
	看護の実践とコミュニケーション	1		15	1
	基礎看護技術Ⅰ	1		30	1
	基礎看護技術Ⅱ	2		60	1
	基礎看護技術Ⅲ	1		30	2
	看護過程論	1		15	2
	看護過程の展開	1		15	2
	ヘルスアセスメント方法論	1		15	2
	ヘルスアセスメント演習	1		30	2
	看護の統合と発展	1		15	3
	成人看護学総論	1		15	2
	手術と看護	1		15	2
	侵襲的治療看護方法論	1		15	2
	療養支援看護方法論	1		15	2
	救命救急看護	1		15	3
成人看護学総合演習	1		30	3	

授業科目の区分	授業科目名	単位数		授業時間	標準履修年次
		必修	選択		
専門分野(臨地実習)	老年看護学	2		30	2
	認知症と看護	1		15	2
	対象別看護過程の展開	1		15	3
	成長発達看護学	1		30	2
	小児看護学	2		30	2
	家族看護学	1		15	3
	女性と家族の健康学Ⅰ	1		15	2
	女性と家族の健康学Ⅱ	1		30	2
	女性と家族の健康学Ⅲ	1		30	2
	リプロダクティブヘルス	1		15	3
	精神保健学	2		30	2
	精神看護学Ⅰ	1		15	2
	精神看護学Ⅱ	1		15	2
	地域・在宅看護学Ⅰ	1		15	2
	地域・在宅看護学Ⅱ	1		15	2
	健康教育学	1		30	3
	災害看護学	1		15	4
	保健医療統計学	2		30	3
	看護倫理	1		15	3
	医療マネジメントと看護	1		15	4
	看護学研究方法論Ⅰ	1		15	3
	看護学研究方法論Ⅱ	1		15	3
	卒業研究	2		60	4
看護コミュニケーション実習	1		45	1	
看護過程の展開実習	2		90	2	
臨床看護学実習	5		225	3	
老年看護学実習	2		90	3	
小児看護学実習Ⅰ	1		45	2	
小児看護学実習Ⅱ	1		45	3	
母性看護学実習	2		90	3	
精神看護学実習	1		45	3	
医療・看護マネジメント実習	1		45	3	
地域精神保健実習	1		45	3・4	
地域看護学実習	1		45	3・4	
看護の科学的探究	1		45	3・4	
在宅看護学実習	2		90	4	
専門性強化実習	2		90	4	
合計		97			

※ 最低修得単位数：96単位

2 理学療法学専攻

授業科目の区分	授業科目名	単位数		授業時間	標準履修年次
		必修	選択		
専攻	人体の構造と機能	2		60	1
	機能解剖学Ⅰ	1		15	1
	機能解剖学Ⅱ	1		30	1
	機能解剖学実習	2		90	1
	生理機能学Ⅰ	1		15	1
	生理機能学Ⅱ	1		30	1
	生理機能学実習	2		90	2
	運動学Ⅰ	1		15	1
	運動学Ⅱ	1		15	2
	運動学実習	1		45	2
	栄養・代謝学	1		15	1
	病理学	1		15	1
	微生物学	1		15	1
	薬理学	1		30	2
	人の発達と成長	1		15	1
	リハビリテーション概論	1		15	1
	運動器系障害とリハビリテーションⅠ	1		15	2
	運動器系障害とリハビリテーションⅡ	1		15	2
	神経系障害とリハビリテーションⅠ	1		15	2
	神経系障害とリハビリテーションⅡ	1		15	2
基礎	内科系障害とリハビリテーションⅠ	1		15	2
	内科系障害とリハビリテーションⅡ	1		15	2
	精神系障害とリハビリテーションⅠ	2		30	2
	外科系障害とリハビリテーション	1		15	2
	小児系障害とリハビリテーション	2		30	2
	リハビリテーション医学	1		15	2
	救急医学	1		15	3
	入門科目	1		30	1
	医療と社会Ⅰ	1		30	2
	医療と社会Ⅱ	1		15	4
	地域包括ケア論	1		30	3
	離島の暮らしと保健医療	1		15	4
	保健医療統計学	2		30	3
	保健医療社会学概論		1	15	1
	保健医療福祉システム論		1	15	2
	公衆衛生学		1	15	2
	社会福祉		1	15	2
	カウンセリング技法		1	15	3
	ボランティア活動		1	45	4
	基礎	理学療法学概論	1		15
機能障害科学		1		15	2
理学療法評価学		2		30	2
理学療法評価学実習		2		60	2
画像評価学		1		15	2
運動療法学		1		15	2
物理療法学		1		15	2
物理療法学実習		1		30	2
生活技術学		1		15	2
生活技術学実習		1		30	2
義肢装具学		1		15	2
理学療法学研究法		1		15	3
理学療法管理学Ⅰ		1		15	3
理学療法管理学Ⅱ		1		15	3

授業科目の区分	授業科目名	単位数		授業時間	標準履修年次
		必修	選択		
臨床	運動器理学療法学	1		15	3
	運動器理学療法学実習	1		30	3
	神経理学療法学	1		15	3
	神経理学療法学実習	1		30	3
	循環器理学療法学	1		15	3
	呼吸理学療法学	1		15	3
	心臓呼吸理学療法学実習	1		30	3
	小児理学療法学	1		15	3
	地域理学療法学	1		15	3
	高齢者理学療法学	1		15	3
	ペインリハビリテーション	1		15	3
	がんリハビリテーション	1		15	3
	理学療法学セミナーⅠ	1		30	3
	理学療法学セミナーⅡ	1		30	4
	発達障害支援特論		1	15	3
臨床実習	基礎理学療法学実習Ⅰ	1		45	1
	基礎理学療法学実習Ⅱ	1		45	2
	総合臨床実習Ⅰ	6		270	3
	総合臨床実習Ⅱ	7		315	4
卒業研究		4	180	4	
合計		102			

※ 最低修得単位数：96単位

3 作業療法学専攻

授業科目の区分	授業科目名	単位数		授業時間	標準履修年次
		必修	選択		
専門基礎科目	人体の構造と機能	2		60	1
	機能解剖学Ⅰ	1		15	1
	機能解剖学Ⅱ	1		30	1
	機能解剖学実習	2		90	1
	生理機能学Ⅰ	1		15	1
	生理機能学Ⅱ	1		30	1
	生理機能学実習	2		90	2
	運動学Ⅰ	1		15	1
	運動学Ⅱ	1		15	2
	運動学実習	1		45	2
	栄養・代謝学	1		15	1
	病理学	1		15	1
	微生物学	1		15	1
	薬理学	1		30	2
	人の発達と成長	1		15	1
	リハビリテーション概論	1		15	1
	運動器系障害とリハビリテーションⅠ	1		15	2
	運動器系障害とリハビリテーションⅡ	1		15	2
	神経系障害とリハビリテーションⅠ	1		15	2
	神経系障害とリハビリテーションⅡ	1		15	2
	内科系障害とリハビリテーションⅠ	1		15	2
	内科系障害とリハビリテーションⅡ	1		15	2
	精神系障害とリハビリテーションⅠ	2		30	2
	外科系障害とリハビリテーション	1		15	2
	小児系障害とリハビリテーション	2		30	2
	リハビリテーション医学	1		15	2
	救急医学	1		15	3
	入門科目	1		30	1
	医療と社会Ⅰ	1		30	2
	医療と社会Ⅱ	1		15	4
	地域包括ケア論	1		30	3
	離島の暮らしと保健医療	1		15	4
	保健医療統計学	2		30	3
カウンセリング技法	1		15	3	
保健医療社会学概論		1	15	1	
保健医療福祉システム論		1	15	2	
公衆衛生学		1	15	2	
社会福祉		1	15	2	
ボランティア活動		1	45	4	
基礎作業療法学	作業療法学概論	1		15	1
	基礎作業学概論	1		15	2
	基礎作業学技法Ⅰ	1		30	2
	基礎作業学技法Ⅱ	2		60	2
	治療作業学	1		15	2
	作業療法評価学	2		30	2
	作業療法評価学実習Ⅰ	1		30	2
	作業療法評価学実習Ⅱ	1		30	3
	画像評価学	1		15	2
	精神系障害とリハビリテーションⅡ	1		15	2
作業療法管理学Ⅰ	1		15	3	

授業科目の区分	授業科目名	単位数		授業時間	標準履修年次	
		必修	選択			
専門療科	身体障害作業治療学	2		30	3	
	身体障害作業治療学実習	1		30	3	
	精神・老年期障害作業治療学	2		30	3	
	精神・老年期障害作業治療学実習	1		30	3	
	発達障害作業治療学	2		30	3	
	発達障害作業治療学実習	1		30	3	
	生活障害改善学	1		15	3	
	生活障害改善学実習	1		30	3	
	地域作業療法学	1		15	2	
	義肢装具学	2		30	2	
	作業療法学セミナー	2		60	4	
	精神・老年期障害支援特論		1	15	3	
	発達障害支援特論		1	15	3	
	身体障害支援特論		1	15	3	
	ペインリハビリテーション		1	15	3	
	臨床実習	基礎臨床実習	1		45	1
		地域臨床実習	1		45	2
		総合臨床実習Ⅰ	5		225	3
		総合臨床実習Ⅱ	7		315	3
		総合臨床実習Ⅲ	8		360	4
卒業研究	4		180	4		
合 計		106				

※ 最低修得単位数：99単位

2) 医学部保健学科教務内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学学則及び長崎大学医学部規程に定めるもののほか、保健学科における専門教育科目の教育に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第2条 学則第38条の規定に基づく入学前の既修得単位の認定は、保健学科会議の議を経て行う。

2 前項の規定により認定する既修得科目の単位は、本学科の相当する授業科目の単位数と同等以上のものでなければならない。

3 認定する授業科目及び単位は、専門基礎科目及び他専攻開放科目の授業科目及び単位とし、認定単位数は10単位以内とする。

4 認定を受けようとする者は、所定の期日までに、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書

(2) 卒業又は中途退学した大学等の成績証明書(単位記載のもの)

(3) 単位認定を受けようとする授業科目のシラバス又は授業内容を記載したもの

5 認定した既修得授業科目の成績評価は「認定」とし、評語は「認」と記載する。

6 認定した評価ポイントは「B」とする。(授業料免除及び日本学生支援機構奨学金等の学業成績基準を決定する場合の学力評点)

(試験・考査)

第3条 試験は、定期試験を原則とし、学期末又は学年末に日時を定めて行う。

2 前項の定期試験のほか、学期の中間に随時試験を行うことがある。

3 試験は原則として筆記試験とするが、口頭試問、論文、レポート等によることもある。

(受験資格)

第4条 授業を行った時数の3分の1を超えて欠席した者に対しては、当該科目の受験資格を認めない。ただし、病気、忌引、その他やむを得ない理由のため、授業を欠席した者が、所定の証明書を添えて欠席届を提出した場合は、欠席時数について考慮することがある。

(追試験)

第5条 病気、忌引、その他やむを得ない理由のため、定期試験を受けることができなかった者には、当該授業科目について追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、当該試験終了後7日以内に、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書あるいは理由書を添えて追試験願を提出して許可を受けなければならない。

3 忌引の期間は、配偶者又は父母7日以内、子5日以内、配偶者の父母3日以内、二親等の親族3日以内とする。

4 追試験は1回を限りとして行う。

(再試験)

第6条 定期試験又は追試験の結果、不合格となった者に対し、再試験を行うことがある。

2 再試験は1回を限りとして行う。

3 再試験の成績評価はC又はDとする。

(複数の教員が担当している授業科目の試験)

第7条 1 授業科目を複数の教員が担当している場合の定期試験は、全ての担当教員が協議し、一括した試験を行い、総合評価を行うことを原則とする。

2 担当分野が異なる等の理由から、一括した定期試験の実施が困難な場合は、当該科目の担当教員がそれぞれの試験を行い、総合評価を行うことができる。

3 一部の教員について不合格者がいる場合、一律に総合評価し難いときは、不合格となった教員について再試験を実施し、合格点に達したときに総合評価を行うことができる。

4 試験の実施に関する連絡・調整及び総合評価等は当該授業科目の世話教員が行うものとする。

(定期試験期日等の公示)

第8条 定期試験の期日等は、事前に公示する。

2 追試験及び再試験の期日等は、原則として試験日3日前までに公示する。

(試験室・遅刻・退場等)

第9条 試験は、試験室の決められた席で受験し、監督者の指示に従うこと。

2 学生証を机上右上側に置くこと。

3 下敷きの使用は認めない。また、試験中は、鉛筆、消しゴム、その他の貸借を禁止する。

4 試験開始後20分以内の遅刻は受験を認める。ただし、試験時間の延長は行わない。

5 試験開始後20分を経過した後は、試験室から退出できる。

6 答案用紙の持ち出しを禁止する。

(不正行為)

第10条 試験実施中は、不正行為とみなされるような態度をとらないこと。不正行為を行った学生に対しては、保健学科会議の議を経て、当該学期に履修した全専門教育科目を無効とする措置を行う。

(成績評価)

第11条 成績評価は、医学部規程に定めるとおりとする。

2 成績評価は、試験、論文その他の成績を考慮して総合的に行うものとする。

3 1授業科目を複数の教員で担当して、考査を分担している場合は、当該担当教員の合議により、世話教員が成績評価を行うものとする。

4 実習科目の成績評価は、出席及び実習状況、実習目標の達成状況、レポート提出等により、総合的に行うものとする。

(再履修)

第12条 必修科目のうち不合格となった授業科目は、原則として再履修をしなければならない。

2 講義科目について、授業担当教員が認めた場合は、再履修することなく、次学期以降に実施する当該科目の試験を受験することができる。

3 前項の試験については、第6条第1項から第3項に掲げる再試験と同様の取り扱いとする。

(進級要件)

第13条 保健学科の第1年次から第2年次までの学生は、それぞれの年次において、次の各号のすべてに該当しなければ、次年次へ進級することができない。

(1) 別表第4の専門教育科目のうちそれぞれの年次で履修すべきすべての必修の授業科目について、受験資格を有していること。

(2) 別表第4の専門教育科目のうちそれぞれの年次で履修すべき必修の授業科目について、未修得である授業科目が2科目以内であること。ただし、第2年次においては看護過程の展開実習を除く。

2 保健学科の第3年次の学生は、医学部規程第15条第4項に規定するとおり教養教育科目の卒業に要する最低修得単位数及び専門教育科目のうち第3年次までに開講された必修の授業科目のすべての単位を修得しなければ第4年次に進級することができない。ただし、地域精神保健実習及び地域看護学実習、看護の科学的探究を除く。

3 進級の認定は、保健学科会議で行う。

(臨地実習及び臨床実習の履修要件)

第14条 看護学専攻の第2年次及び保健学科の第3年次の学生は、それぞれの年次において、次の各号に該当しなければ、当該実習を履修することができない。

(1) 看護学専攻の第2年次に進級している学生で、第2年次後期までに開講された必修科目のうち看護コミュニケーション実習及び看護過程論、看護過程の展開の全ての単位を修得しなければ、第2年次後期に開講される看護過程の展開実習を履修することができない。

(2) 保健学科の3年次に進級している学生で、教養教育科目の卒業に要する最低修得単位数及び専門教育科目のうち第3年次前期までに開講された必修の授業科目のすべての単位を修得しなければ第3年次後期に開講される当該実習を履修することができない。

(履修登録後の科目の取り扱い)

第15条 履修登録確認期間を経過した後の科目履修の取り消しは、やむを得ない事情がないかぎり受け付けない。

2 履修登録した科目に出席せず、試験を受験しなかった場合の成績評価は「欠席」とし、評語は「欠」と記載する。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、教務に関し必要な事項は、保健学科会議で定めるものとする。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年8月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年2月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日現在本学科に在籍している者並びに平成29年度及び平成30年度において第3年次に編入学する者については、改正後の医学部保健学科教務内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日現在本学科に在籍している者並びに令和3年度及び令和4年度において第3年次に編入学する者については，改正後の医学部保健学科教務内規の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在本学科に在籍している者並びに令和7年度及び令和8年度において第3年次に編入学する者については，改正後の医学部保健学科教務内規の規定にかかわらず，なお従前の例による。

学科長	専門職員	主査	学務課

教務委員長

令和 年 月 日

再履修免除願

保健学科_____専攻_____年次

学生番号

氏 名

_____年度_____期に履修（受講）した下記科目の再履修について、医学部保健学科教務内規第12条第2項の適用により次年度の再履修を免除の上、同科目の定期試験の受験を許可くださるようお願いいたします。

記

授業科目名 _____ 単位

授業担当教員認印（署名捺印）

_____ 印

医学部保健学科教務内規

（再履修）

第12条 必修科目のうち不合格となった授業科目は、原則として再履修をしなければならない。

2 講義科目について、授業担当教員が認めた場合は、再履修することなく、次学期以降に実施する当該科目の試験を受験することができる。

3 前項の試験については、第6条第1項から第3項に掲げる再試験と同様の取り扱いとする。

3) 医学部保健学科における長期履修に関する申合せ

この申し合せは、医学部規程（以下「学部規程」という）第20条に基づき、長崎大学長期履修規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、医学部保健学科における長期履修に関し必要な事項を申し合せする。

第1条 対象学生

次の各号のいずれかに該当する者で、長期履修の申し出があった場合は、教授会の議を経て認めることがある。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

第2条 申請の時期

新生は、入学手続期間とする。

在学者は、前期からの希望にあつては1月末日までに、後期からの希望にあつては7月末日までとする。

ただし、修業年次における最終年次の者は申請できない。

第3条 履修形態の変更

長期履修の期間短縮の申請は、学期の終了する2ヶ月前までとする。（7月末、1月末）

第4条 申請に必要な書類

- (1) 長期履修（長期履修期間短縮）申請書
- (2) 在職を証明するもの（第1条(1)該当者）
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類（第1条(2)及び(3)該当者）

第5条 履修指導

長期履修生に対する履修指導は、本人及び指導教員等と相談のうえ教務委員会が行う。

第6条 臨地実習及び臨床実習履修要件

保健学科教務内規第14条の要件を満たした年度の後期より履修させる。

第7条 進級要件

学部規程第17条第4項及び第5項の要件を満たした次の年度より進級させる。

附 則

この申し合せは、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この申し合せは、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この申し合せは、令和7年4月1日から適用する。

4) 医学部保健学科における成績の疑義申立てに関する申合せ

令和3年12月16日保健学科会議承認

(趣旨)

第1条 この申合せは、長崎大学成績評価ガイドライン第8の規定に基づき、成績の疑義申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 学生は、成績の疑義申立てがある場合は、原則として成績の公表日から起算して、1週間以内であれば成績の疑義申立てを申請できる。

(方法)

第3条 前条の成績の疑義申立ては、次の手順により取り扱う。

- (1) 学生は、所定の期限内に「成績の疑義申立て書」(別紙1)を学務課(保健学科担当)へ提出する。
- (2) 学務課(保健学科担当)は、学生から提出のあった「成績の疑義申立て書」を教務委員長に報告する。
- (3) 教務委員長は、専攻の教務委員と「成績の疑義申立て書」の内容を確認し、疑義申立てに該当するかどうかを判断の上、その結果を保健学科長に報告する。
- (4) 教務委員長は、疑義申立てに該当しないと判断した場合は、原則、学務課(保健学科担当)を通じて、当該学生に回答する。
- (5) 教務委員長は、疑義申立てに該当すると判断した場合は、学務課(保健学科担当)を通じて、「成績の疑義申立て書」を科目責任者に通知する。
- (6) 科目責任者は、疑義内容について、「成績の疑義申立て回答書」(別紙2)を作成し、学務課(保健学科担当)に提出する。
- (7) 学務課(保健学科担当)は、科目責任者から提出のあった「成績の疑義申立て回答書」を教務委員長に提出する。
- (8) 教務委員長は、専攻の教務委員と「成績の疑義申立て回答書」を確認し、専攻の教務委員を通じて、当該学生に回答するとともに、教務委員会に報告する。なお、「成績の疑義申立て回答書」の内容に疑義が生じる場合は、教務委員会において審議の上、専攻の教務委員を通じて、当該学生に回答する。

(事務)

第4条 成績の疑義申立てに関する事務は、学務課(保健学科担当)において処理する。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、成績の疑義申立てに関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この申合せは、令和3年12月16日から施行する。

5)医学部保健学科編入学に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、長崎大学医学部規程（平成16年医学部規程第1号。以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、医学部保健学科への編入学に関して必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

第2条 各専攻の募集人員は、次のとおりとする。

- (1) 看護学専攻 10人
- (2) 理学療法学専攻 若干人
- (3) 作業療法学専攻 若干人

(入学資格)

第3条 本学科の各専攻に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 看護学専攻

- ①短期大学において、看護関係学科を卒業した者
- ②専修学校の専門課程において、文部科学大臣の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上又は総単位数が62単位以上であること。）を満たし、看護関係学科を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- ③高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）において、看護関係学科を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(2) 理学療法学専攻

- ①短期大学において、理学療法関係学科を卒業した者
- ②専修学校の専門課程において、文部科学大臣の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上又は総単位数が62単位以上であること。）を満たし、理学療法関係学科を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(3) 作業療法学専攻

- ①短期大学において、作業療法関係学科を卒業した者
- ②専修学校の専門課程において、文部科学大臣の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上又は総単位数が62単位以上であること。）を満たし、作業療法関係学科を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(選抜方法)

第4条 入学者の選抜は、学力検査、面接を総合して行う。

2 学力検査の科目は、専攻ごとに決定する。

3 入学者の選抜は、専攻ごとに行う。

(委員会の任務)

第5条 編入学試験に関する事項は、入学試験委員会が行う。

- (1) 入学試験の募集要項及び実施要項に関すること。
- (2) 学力検査等検査委員の選出に関すること。
- (3) 選抜方法に関すること。
- (4) 採点・評価基準及び合否判定基準に関すること。
- (5) その他編入学試験に関すること。

2 編入学者の修学に関する事項は、教務委員会が行う。

(1) 入学前の既修得単位の認定に関する事。

(2) その他編入学者の修学に関する事。

(編入学の時期)

第6条 編入学の時期は、学年の始めとする。

(修業年限等)

第7条 編入学後の修学条件は、次のとおりとする。

(1) 編入学の年次は、第3年次とする。

(2) 修業年限は、2年とする。

(3) 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(4) 休学期間は、通算して2年を越えることができない。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 入学前の既修得単位は83単位を限度に、次のとおり認定する。なお、各専攻の履修指定科目等は別表のとおりとする。

(1) 教養教育28単位は一括認定とする。

(2) 専門教育科目は、入学前に修得した科目の内容に応じ、各専攻が定める履修指定科目等を除き、55単位を上限に卒業要件単位に認定する。

2 認定した既修得単位の成績評価は「認定」とし、評語は「認」と記載する。

3 認定した評価ポイントは「B」とする。(授業料免除及び奨学金の学業成績基準を決定する場合の学力評点)

(進級要件)

第9条 第4年次への進級の要件は、設けない。

(卒業要件)

第10条 卒業要件は、本学科に2年以上在学し、医学部規程別表第2に定める教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数から、第8条における入学前の既修得単位の認定単位を減じた単位数について修得しなければならない。

(履修方法)

第11条 履修は、各専攻の教員に当該専攻の卒業に必要な単位を修得できるようにガイダンス及び個別指導を受けるものとする。

2 この内規に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、医学部保健学科教務内規に定めるところによる。

附 則

1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日現在本学部在籍している者並びに平成21年度及び平成22年度において第3年次に編入学する者については、改正後の医学部保健学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成24年3月31日現在本学部在籍している者並びに平成24年度及び平成25年度において第3年次に編入学する者については、改正後の医学部保健学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日現在本学部在籍している者については、改正後の医学部保健学科編入学に関する内規別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日現在本学部在籍している者については、改正後の医学部保健学科編

入学に関する内規別表にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日現在本学部にて在籍している者については，改正後の医学部保健学科編入学に関する内規別表にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，令和9年4月1日から施行する。
- 2 令和9年3月31日現在本学部にて在籍している者については，改正後の医学部保健学科編入学に関する内規別表にかかわらず，なお従前の例による。

看護学専攻

区 分		卒業要件 単位数	履修指定科目等		
			授業科目	単位	
				必修	選択
専 門 教 育 科 目	専門基礎分野	28	薬物療法と看護	1	
			病態と看護	1	
			加齢と健康学	1	
			臨床遺伝学	1	
			グローバル化と健康	1	
			社会福祉	1	
			公衆衛生学	1	
			保健医療福祉システム論	1	
			リハビリテーション概論	1	
			医療と社会Ⅰ	1	
			医療と社会Ⅱ	1	
			地域包括ケア論	1	
			離島の暮らしと保健医療	1	
			保健医療社会学概論		*
			人の発達と成長	2	*
	ボランティア活動		*		
	専門分野	45	ヘルスアセスメント方法論	1	
			看護の統合と発展	1	
			手術と看護	1	
			救命救急看護	1	
			成人看護学総合演習	1	
			認知症と看護	1	
			対象別看護過程の展開	1	
			家族看護学	1	
			女性と家族の健康学Ⅲ	1	
			リプロダクティブヘルス	1	
			精神保健学	2	
地域・在宅看護学Ⅱ			1		
健康教育学			1		
災害看護学			1		
保健医療統計学			2		
看護倫理			1		
医療マネジメントと看護			1		
看護学研究方法論Ⅰ			1		
看護学研究方法論Ⅱ			1		
卒業研究	2				
専門分野 (臨地実習)	23	看護の科学的探究	1		
		専門性強化実習	2		
計		96	小計	41	

*選択科目から2単位を履修すること

理学療法学専攻

区 分		卒業 要件 単位数	履修指定科目等			
			授業科目	単位		
				必修	選択	
専門教育科目	専門基礎科目	40	医療と社会Ⅰ	1		
			医療と社会Ⅱ	1		
			地域包括ケア論	1		
			離島の暮らしと保健医療	1		
	基礎理学療法学	16				
	臨床理学療法学	14	理学療法学セミナーⅠ	1		
			理学療法学セミナーⅡ	1		
	臨床実習	22				
卒業研究	4	卒業研究	4			
計		96				

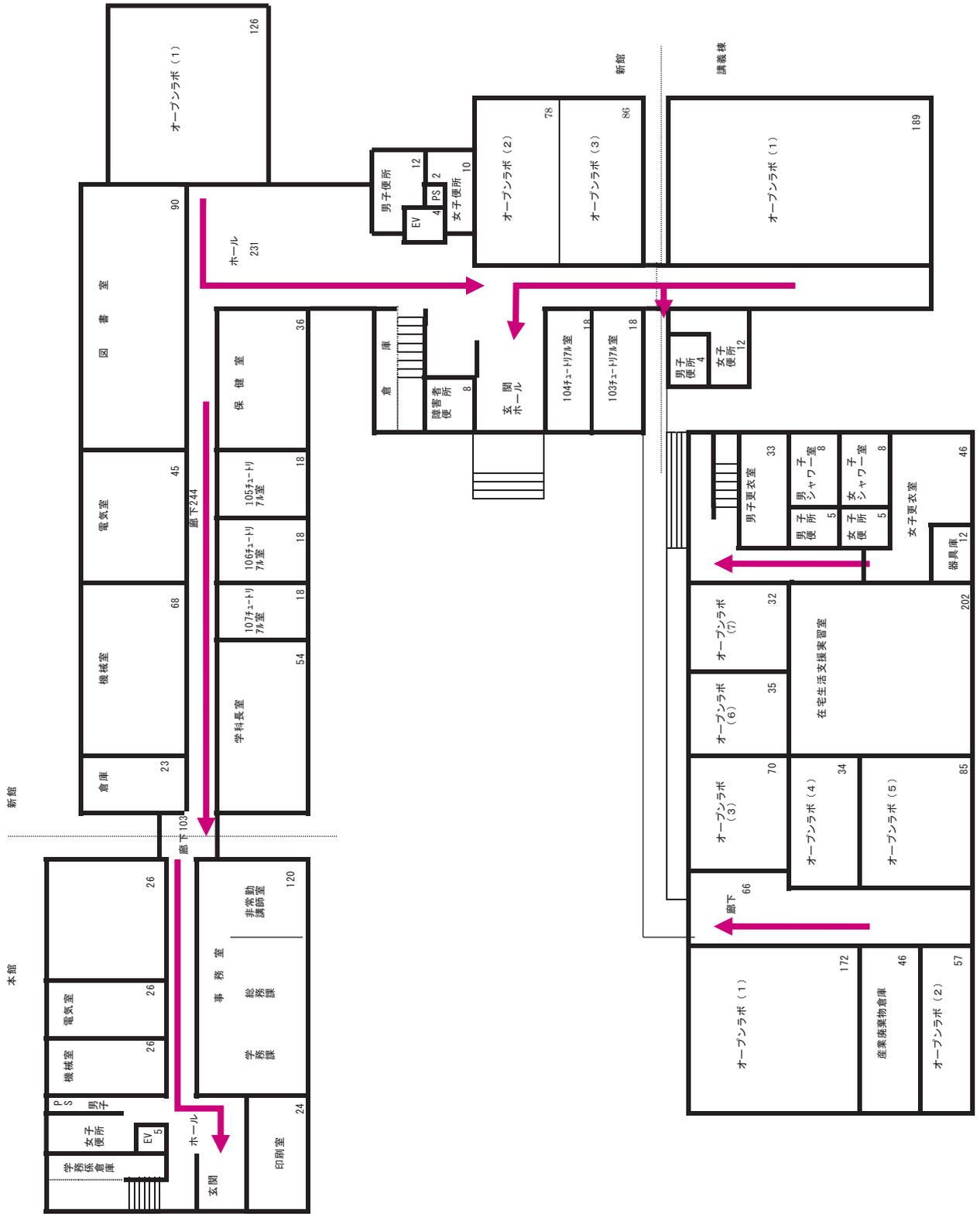
作業療法学専攻

区 分		卒業 要件 単位数	履修指定科目等			
			授業科目	単位		
				必修	選択	
専門教育科目	専門基礎科目	40	医療と社会Ⅰ	1		
			医療と社会Ⅱ	1		
			地域包括ケア論	1		
			離島の暮らしと保健医療	1		
	基礎作業療法学	15				
	臨床作業療法学	18	作業療法学セミナー	2		
	臨床実習	22				
	卒業研究	4	卒業研究	4		
計		99				

16. 校舎配置図・平面図等（避難経路図）

医学部保健学科平面図（1階）

避難経路



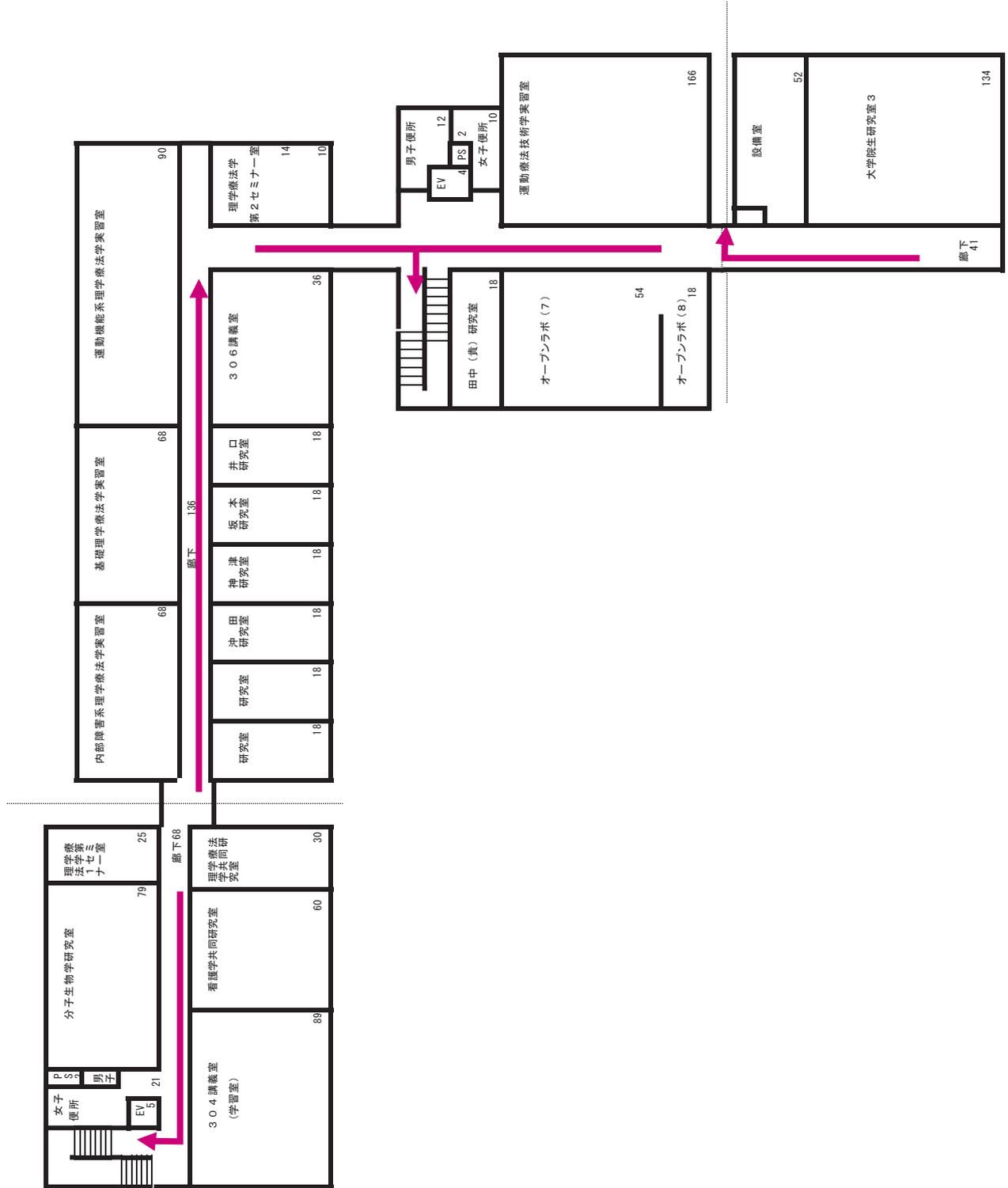
医学部保健学科平面図（2階）

避難経路



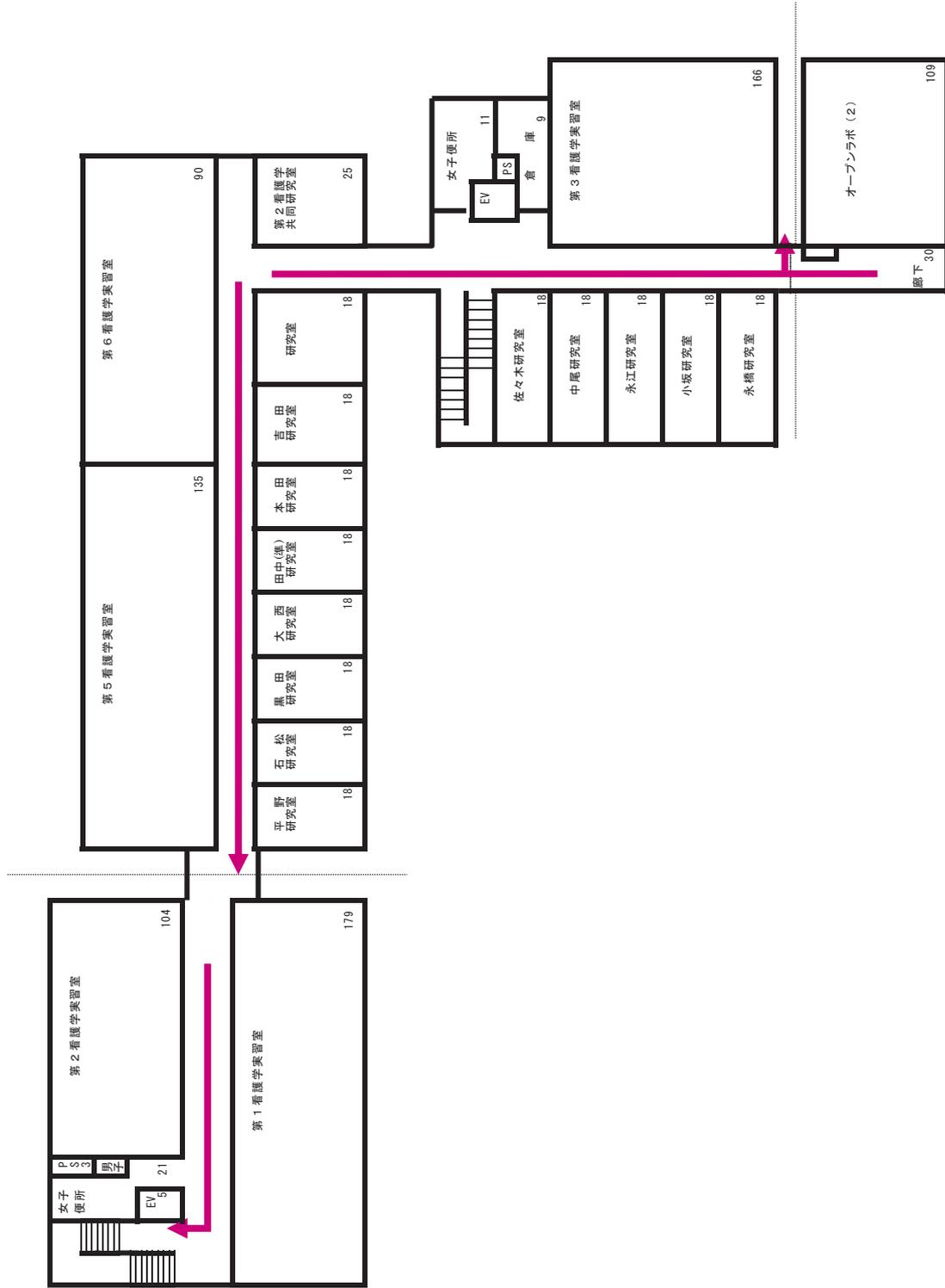
医学部保健学科平面図（3階）

避難経路



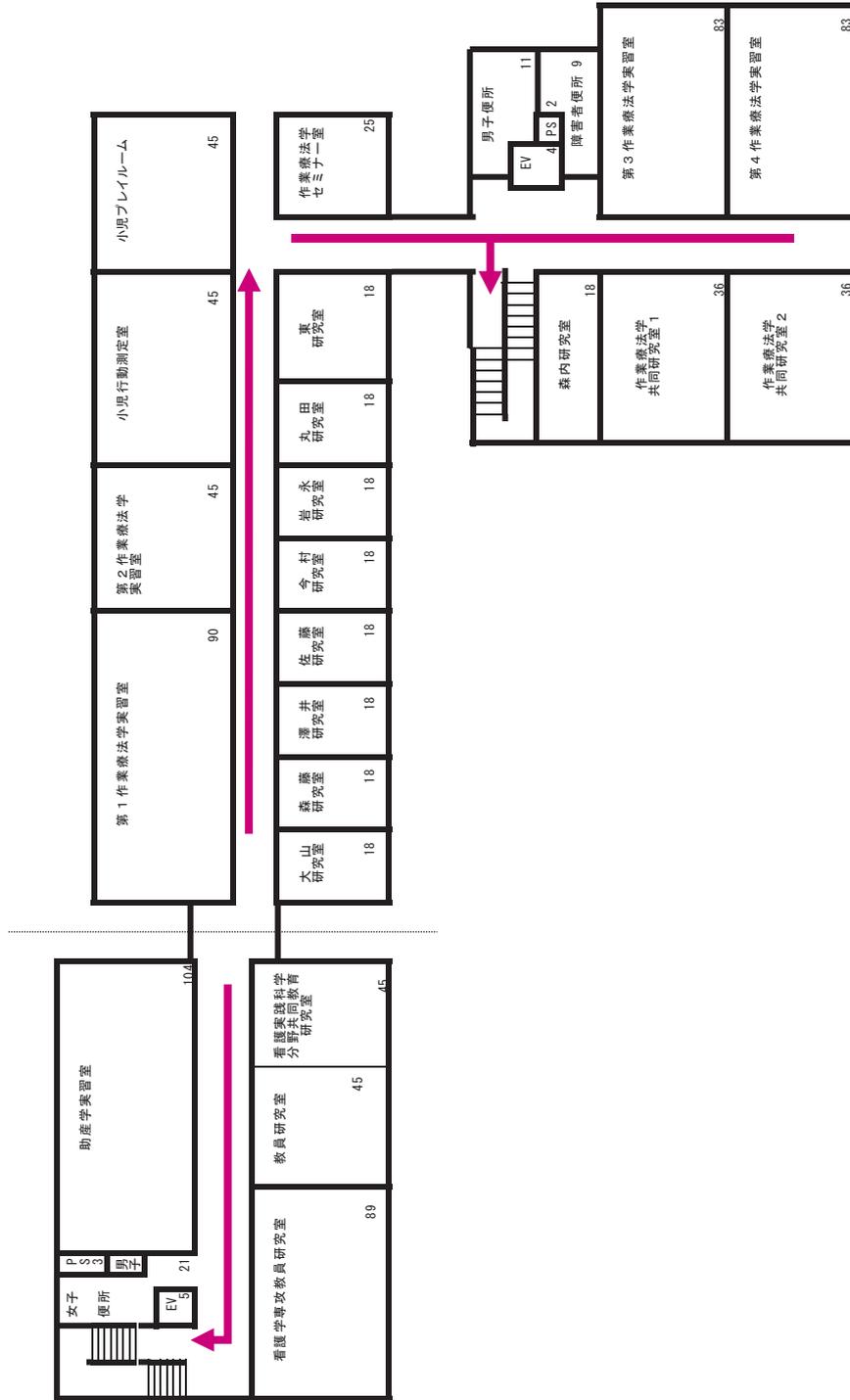
医学部保健学科平面図（4階）

避難経路

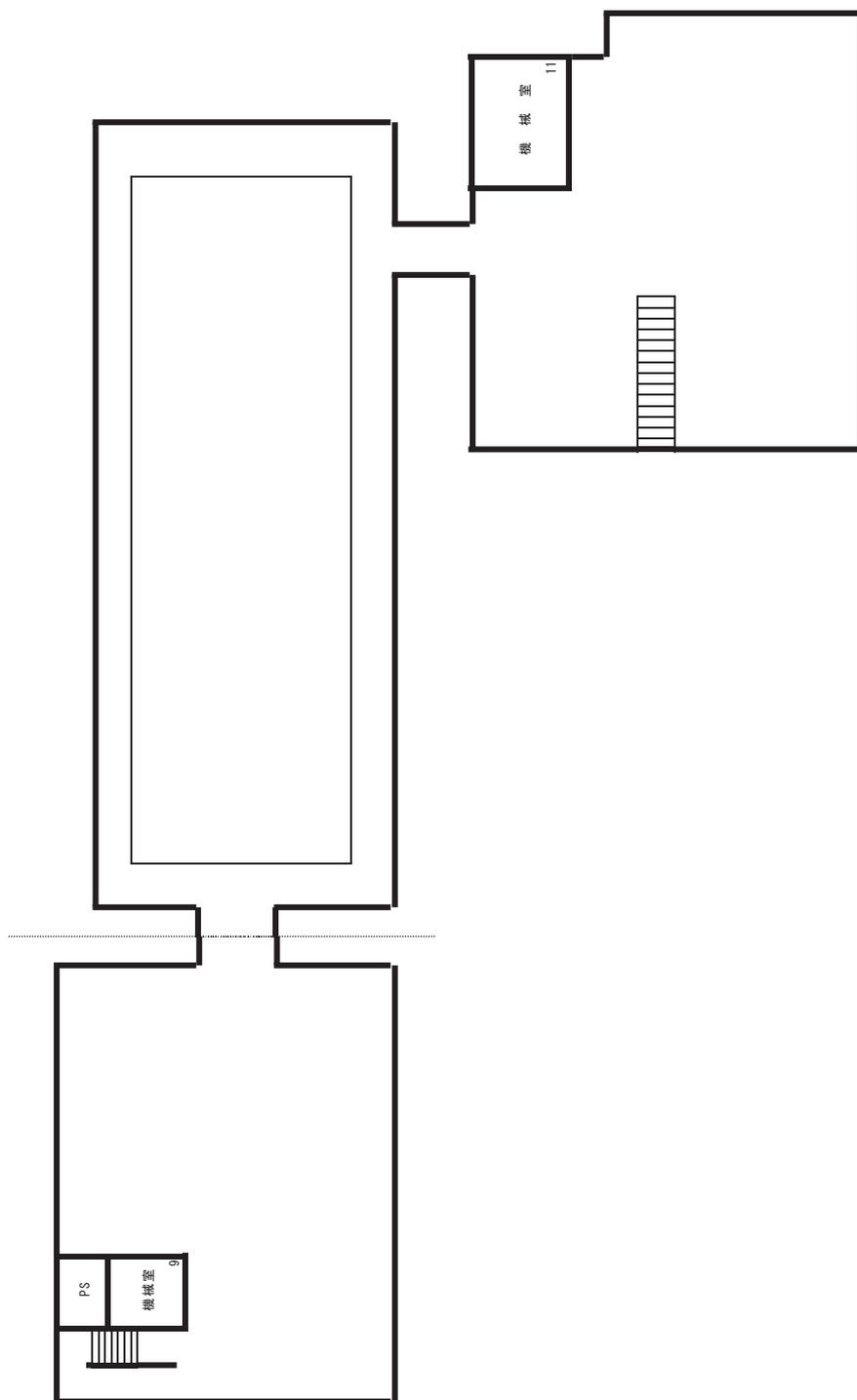


医学部保健学科平面図（5階）

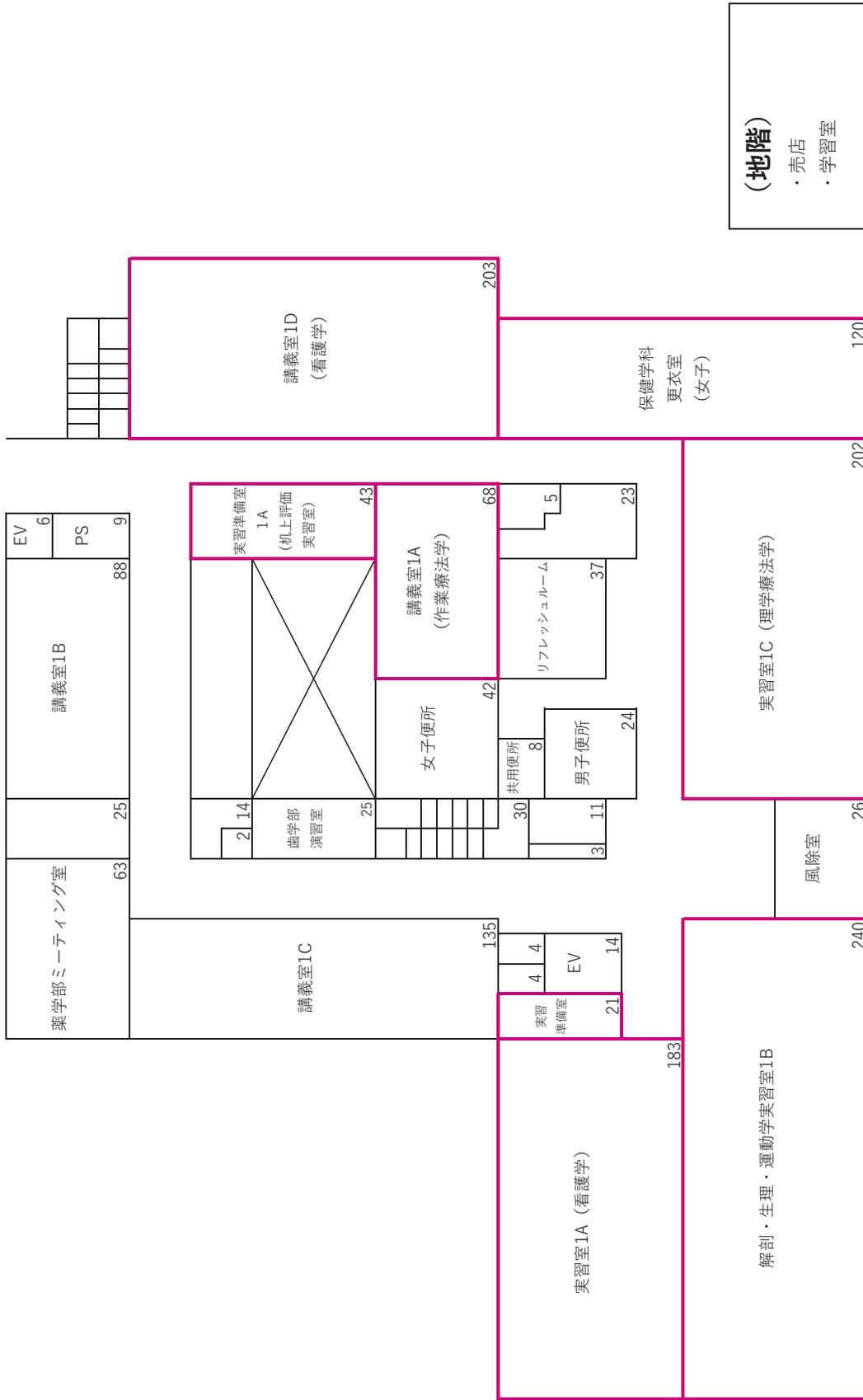
避難経路



医学部保健学科平面図（屋上）



医歯薬学総合教育研究棟 (1階)



(地階)
 ・売店
 ・学習室

17. 保健学科における地震等災害緊急対応マニュアル

【日々の備え】

- ①非常時に備え、学内の避難経路・避難場所を明示しておく
- ②火災の発生に備え、消火器の位置・使用法を確認しておく
- ③化学反応を起こす恐れのある化学薬品などについては、混触を起こさないよう棚を整理しておく
- ④ロッカー・戸棚などの上に物を置かない
- ⑤室内の整理・整頓を心掛け、不要となった紙類・ゴミ類は早めに処分しておく
- ⑥ドア周辺に避難の妨げになるような物を置かない
- ⑦応急手当の方法を身につけておく
- ⑧機会を見つけて、積極的に防災訓練・救急救護訓練等に参加する

【授業中に大きな地震等で避難が必要となった場合】

I. 身の安全を確保する

担当教員の指示に従い、揺れ等が鎮静化するまで次の点に注意して冷静に行動してください

- ①ドア付近の人はドアを開け、出口を確保する
- ②窓ガラスの飛散を防ぐため、窓のカーテンを閉める
- ③衣類・持ち物などで頭を覆い、落下物（黒板・TV モニター・蛍光灯など）から身を守る
- ④窓際から離れ、机の下などにもぐり、体勢安定のため机の脚を押さえる
- ⑤電気器具の電源を切る
- ⑥火災がある場合は、ハンカチを口にあてるなどして煙を吸わないように注意をする

II. 避難する

担当教員の指示に従い、静かに整然と避難してください。大きな地震には余震の可能性が高いため、十分に注意してください

- ①出口に殺到しないで整然と避難する
- ②身体障害者や負傷者の避難をサポートする
- ③停電した場合、誘導灯を目印に避難する
- ④姿勢を低く保ち、避難には必ず階段を使用する（エレベーターは使用しない）
- ⑤ドアを開放したまま避難する
- ⑥火災がある場合は、ハンカチを口にあてるなどして姿勢を低くし、煙を吸わないように注意をする
- ⑦隣室等の在室者の有無を確認する
- ⑧衣類・持ち物などで頭を覆い、窓ガラス・外壁・看板などの落下物から身を守る
- ⑨屋外では、地面の亀裂や陥没・隆起、電柱・塀などの倒壊に注意する
- ⑩避難場所では、一カ所に集まり、担当教員等の指示に従う（点呼、等）

避難場所：坂本小学校グラウンド

[平成 29 年 10 月 19 日開催保健学科教員会議にて了承]

長崎大学医学部保健学科

〒852-8520 長崎市坂本1丁目7-1

電話 (095) - 819-7909